

第10章 輸出加工区の制度および運営・管理

本章においては、第一に、中国において最初に輸出加工区を開発するための制度的枠組みについて、第二に、輸出加工区の運営・管理面の施策について考察を加え、優れた輸出加工区とするための望ましい運営管理方策を提言することとする。

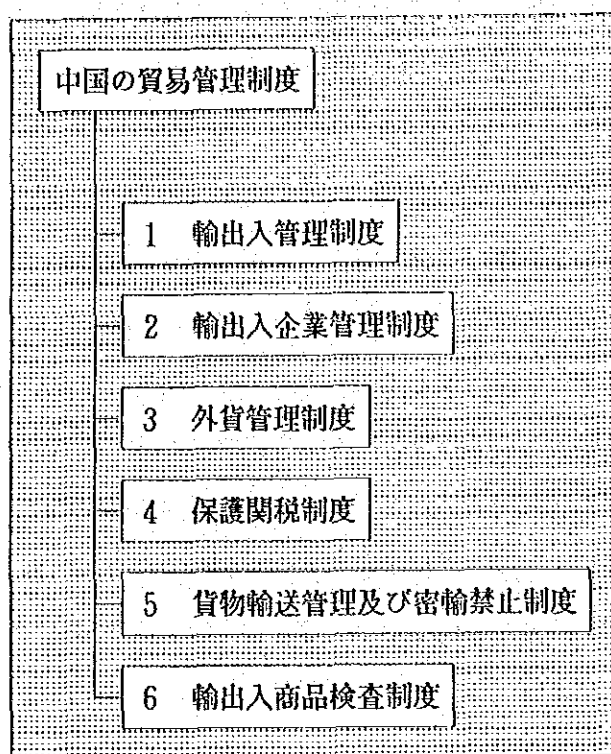
10.1 輸出加工区の制度的枠組

世界各国の輸出加工区の概況を第三章において紹介したが、これら輸出加工区の制度的枠組みは国・地域によって多様である。典型的な枠組の第一は、国が輸出加工区のための法律を制定して輸出加工区を設置する場合である。その代表的な成功例として、韓国の「輸出自由地域設置法および同施行令」を参考資料に掲載しておいた。同じく国の法的措置に基づいて開発されたものにフィリピンの輸出加工区がある。フィリピンの場合には、やや変則ではあるが、国の法律に相当する大統領令によって輸出加工区公団（EPZA）の設置を規定している。第二は、輸出加工区の開発を規定した法を特に設けずに、他の法的措置（工業団地開発、対外貿易振興、特定地域の開発に関わる法律等）の中で輸出加工区に対する特例条項を規定する場合である。タイ王国がその例で、工業団地開発のための事業組織（IEAT）の設置を規定する法律（これも付属資料に掲載）の中に、輸出加工区の建設と運営・管理に関する規定が設けられている。また、多くの場合、投資奨励法や外国人或いは外国企業を対象にした「外資法」の中で、輸出企業或いは保税工場に対する特別措置或いは奨励策が規定されることもある。あわせて、これら特別措置の適用を受ける企業の誘致を目的とする特別地区が地域開発政策の一環として設定される場合もある。この種の特別地区の開発と運営・管理は、条例等で認可を受けた事業主体（多くは公的機関や公・民共同の第三セクター）が相当するのが普通である。

輸出加工区は、原材料・中間材等を主として海外から輸入し、これを加工した工業製品を主として海外に輸出する生産基地である。従って、その制度的枠組は対外貿易管理制度と密接に関連する。また、輸出加工区は、外国の企業と技術を導入する目的を併せ持つことが多いため、外国企業投資奨励制度および外国企業管理制度とも密接に関連する。そこで、以下においては、各国の事例・経験を参考にしつつ、中国における輸出加工区設置の制度的枠組を、貿易管理制度との関連、および外国企業投資に

関する制度との関連から考察することとする。

10.1.1 中国の現行貿易管理制度に関する考察



輸出加工区の制度を考察するに当たって、まず、中国における現行の貿易管理制度とその改革の方向を概観しておく。中国の対外貿易管理制度は、①輸出入許可制度、②輸出入企業管理制度、③外貨管理制度、④関税制度、⑤貨物輸送管理および密輸禁止制度、⑥輸出入商品検査制度から成っている（対外貿易教育出版社「中国対外貿易概論」）

1) 輸出入許可制度

中国においては1980年に、「輸出入管理委員会と対外貿易部の輸出許可制度に関する暫定施行法（1980年6月3日）」、「輸入貨物許可制度暫定施行条例（1984年1月10日）」によって輸出入許可証管理を実施している。輸出入許可制度においては、第一に、対外経済貿易部（国家）が許可証を発行する品目、第二に、対外経済貿易部の外貿港駐在事務所が許可証を発行する品目、第三に、省級（省、自治区、直轄市、計画単列都市）の対外経済管轄部門が発行の権限を持つ品目と、対象品目を区分している。近年の改革に沿って、許可証管理品目を削減する規制緩和の方向に進みつつある。本調査の事前調査報告書においては、1988年の輸出許可証を必要とする257品目が紹介されているが、その許可証発給主体別の内訳は対外経済貿易部発給35品目、外貿港駐在事務所発給56品目、省級機関発給166品目とされている。その後、1988年9月に対外経済貿易部の通知により、輸出許可証品目総数は159品目に（品目の統合や分割を伴うので、厳密な比較はできないが）減少している。管轄別の内訳は対外経済貿易部所管27品目、外貿港駐在事

務所41品目、省級機関91品目と改訂されている。また、貿易管理体制改革の方向の一つとして、国家から地方への許可証発行権限の委譲、同時に輸出金額目標達成の責任請負と超過達成外貨収入の使用自主権拡大が進められようとしている。国家統制の緩和と地方機関への権限委譲および自主権の拡大は、沿海解放都市の対外貿易活動の活発化に刺激を与えるものであるが、同時に、こうした改革路線に即して各地区が適切な対応措置を講ずる必要も出てきている。なお、表10-1に中国側より調査団に提出された輸出許可証と輸入許可証の対象品目を掲載しておく。

輸出加工区の制度との関連では、こうした輸出入許可証制度による規制の緩和と権限委譲をさらにいっそう前進させる措置を付与することが重点となる。今日の中国が必要としている輸出産業振興、ことに外国の企業と技術の導入を加速するための施策として輸出加工区の開発を意義づけるとするならば、輸出加工区に限定して、麻薬、贗貨幣、武器、弾薬等を除いて輸出入制限品目を撤廃ないしは大幅に緩和することはもちろんのこと、輸出入許可証の発行権限を輸出加工区管理機構に与える措置を考慮することが一案であろう。この措置は国際市場を相手にして、投資家に自由な企業活動を保証するものとなる。こうした特別措置を与えられた輸出加工区とその他地区との間には、いわば経済的国境が成立し、その間の取引については、許可証を必要とすることは言うまでもない。従って、輸出加工区と国内他地域との間には、物理的な境界を設ける必要が生じる。仮に法的に国内他地域に適用される輸出入許可証品目を緩和ないし撤廃するという大胆な措置が採れない場合でも、許可証発給権限を輸出加工区の運営管理に当る機関に委譲し、輸出入許可に伴う事務を簡素化する措置を考慮することが必要である。これは、輸出入に関する地域の自主権を拡大し、投資に当たっての事務効率を高めるのに役立つ措置である。

国家が対外経営権を承認した外資会社には、経営範囲内の輸出業務に関しては輸出許可証を免ずる規定が与えられている。「輸出許可証の分級管理問題に関する対外貿易部の通知（1985年3月18日公布、4月15日施行）」により、経済特区内で生産される産品（特区外から特区に搬入され区内で20%以上の加工付加価値があった産品を含む）に対しては、外資会社と同様に輸出許可証を免ぜられて

表10-1 輸出入可証品目 (1988年9月、対外経済貿易部通知)

(1) 輸出許可証品目

- 1 対外経済貿易部発給品目 (27種)
- 1 米、2 とうもろこし、3 マッシュルーム (塩蔵および缶詰)、4 葉煙草、5 ビーナッツ、6 大豆、7 棉花、8 兎毛、9 鹿の角、10 当帰、11 田七、12 人参、13 石炭、14 原油、15 製品油、16 ロイヤルゼリー、17 棉花、18 棉ポリエステル混紡糸、19 綿布、20 綿ポリエステル混紡布、21 絹織物、22 トロワーク製品、23 苧麻、24 茶葉、25 生糸・繭・絹生糸、26 絹・絹合金、27 アルミ・アルミ合金
- 2 対外経済貿易部特派事務所発給品目 (41種)
- 1 豚肉、2 鶏しらす、3 鶏、4 そば、5 小豆、6 緑豆、7 にんにく、8 乾燥豚、9 塩漬豚、10 栗、11 豆粕、12 山芋皮、13 ミンク皮、14 ごま、15 ラミー、16 カシミア、17 髪菜、18 ラミー糸、19 ラミー混紡糸、20 ラミー混紡布、21 タングステン錠、22 タングステン酸、23 錳錠、24 パラフィン、25 重水、26 はっか油、27 レアース、28 三酸化タングステン、29 元明粉、30 炭素製薬手袋、31 段ボール芯紙、32 衛生紙、33 作業服用糸、34 漂白綿布、35 漂白綿ポリエステル混紡布、36 厚紙、37 フェロタングステン、38 銅、39 アンチモンおよび酸化アンチモン、40 豚の原皮、41 牛の原皮
- 3 省・自治区・直轄市および計画単列都市経済貿易庁 (委員会、局) 発給品目 (91種)
- 1 生牛、2 生羊、3 生豚、4 生鶏、5 鳩の雛、6 牛肉、7 羊肉、8 幼豚、9 冷凍鶏、10 豚の副産品、11 ハム、12 生卵、13 再生卵、14 大團蟹 (淡水)、15 ハルサメ、16 ザボン、17 鴨梨、18 新疆香梨、19 ハミ瓜、20 紅なつめ、21 砂糖、22 乾燥唐辛子、23 木材、24 ジェートおよび紅麻、25 マグネシウム及びその一次加工品、26 食塩、27 ホタル石、28 重晶石、29 タルク、30 アルミナ、31 羽毛、32 甘草、33 甘草製品、34 冬虫夏草、35 レモン酸、36 党参 (葉用人参)、37 羅漢果、38 朴の木、39 タイツリオネギ、40 トチュウ、41 クコ、42 水仙花頭、43 コークス、44 ビーナッツ油、45 桐油、46 ビアエニルエステル、47 テトラゾミゾール、48 フルフラール、49 苛性ソーダ、50 ソーダ灰、51 カーバイド、52 テトラサイクロン、53 クロロマイセチン、54 エアードリン、55 北京ロイヤルゼリー、56 キョウオウ、57 雲南白薬、58 硫酸レバミゾール、59 ゼラニウム油、60 花火・爆竹、61 ロジン、62 硫酸、63 セメント、64 板ガラス、65 陶磁器、66 鋼材、67 特殊、68 合金鉄、69 亜鉛および亜鉛合金、70 鉄釘・鉄線、71 アラビア膠、72 景泰藍、73 錫燐、74 ネジ・ネジヤメおよびその製品、75 葦の日除け、76 ニッケイ皮、77 ニッケイ炭油、78 苧紙、79 漆、80 豚毛ブラシ、81 ニッケルおよびニッケル合金、82 ニッケル材、83 鉛および鉛合金、84 鉛材、85 アンチモン、86 酸化アンチモン、87 メリヤス粗布、88 ベッドシート、89 合板、90 鉛筆、91 炭酸バリウム

(2) 輸入許可証品目 (51種)

- 1 鋼材、2 鋼塊、3 スクラップ、4 廃鉛、5 天然ゴム、6 木材、7 合板、8 羊毛、9 化学繊維、10 ハルブ、11 石油、12 食糖、13 化繊モノマー、14 A.B.S樹脂、15 農薬、16 合成ゴム、17 ポリカーボネイト、18 シアン化ナトリウム、19 煙草製品、20 煙草フィルター、21 二酸化纖維素、22 コーヒーおよびその製品、23 コバルトおよびコバルト製品、24 自動車タイヤ、25 民用爆破器材、26 化粧生地、27 化粧衣服、28 衛生用品、29 炭酸飲料、30 テレビブラウン管、31 自動車、32 トラッククレーン、33 自動車重要部品、34 民用航空機、35 空気幫浦機、36 電子顕微鏡、37 電子カメラ、38 断層診断装置、39 電子計算機、40 オートバイ、41 オートバイ、42 電気冷蔵庫、43 ビデオレコーダー、44 電気冷蔵庫、45 洗濯機、46 チョコレート、47 テレビ、48 オートバイ、49 カメラ、50 時計、51 組立加工設備

資料：協調組提供資料、1988年

おり、経済特区が輸出加工区に準ずる性格を帯びていると認知される理由の一つとなっている。従って、経済特区とは別に新たに計画される輸出加工区においても、輸出向け生産品に対して輸出許可証を免ずる措置を採ることは十分に可能であろうと考えられる。また、輸出加工区内での生産に供する輸入品に対する輸入許可証免除措置も考慮されて然るべきである。

2) 輸出入企業管理制度

輸出入業務に従事する企業の設立・登記、業務範囲、関係部門との関係を調整・監督・指導する制度である。1984年以降、それまで国営の輸出入貿易専門会社に集中していた対外貿易業務を開放し、工業と貿易、技術と貿易、農業と貿易をそれぞれ結合する輸出入会社の設立を奨励した結果、各地に続々と輸出入会社が設立された。こうした輸出入業務の一種の自由化路線は、一方で対外貿易を活性化する効用を発揮すると同時に、他方では国家が統一的に対外貿易を管理する上で、これら輸出入業務に従事する会社の管理・監督を強化する必要も生じている。

輸出加工区の制度との関連では、運営・管理機構に、輸出入業務を代行する会社を設けて、立地企業と提携して、中国の法律と制度に合致した能率的な業務を遂行することを保証することが考慮すべき事項と考えられる。また、こうした会社は、さらに進んだ業務、例えば各種の輸出入会社を連合して、地域の輸出商品を開発したり、輸出入連合会社の統一品質保証による海外市場開発を展開したりする役割を果たすことも期待される。輸出入会社が成果を高めていくには、上述の輸出入許可証の発行を初めとして、輸出入業務に関する大幅な権限を与える必要がある。

3) 外貨管理制度

中国の外貨管理基本法は「外貨管理暫定施行条例（1980年12月18日公布、1981年3月1日施行）」とその「施行細則（1983年7月19日公布、8月1日施行）」で、国家外貨管理局が一元的に外貨を管理し、中国銀行が外貨業務銀行に指定されている。外貨の国内流通を厳しく禁止しているのが特徴である。人民幣の対外貨交換率は、米ドルに対する公定為替レートが設定され、各国通過は米ドルにリンクする。後述するようにならゆる三資企業（中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業）に対しては、外貨管理上での各種優遇措置が与えられている。

しかし、近年は外貨不足と国内インフレによって、実勢レートが公定レートを大きく上回る傾向が顕著になってきており、対外貿易の振興にとっては、為替レートの見直しを含めて外貨管理制度の改革に迫られている。

輸出加工区との関連では、①企業活動に必要な外貨を円滑に供給する態勢整備、②外貨バランス条件の緩和、③資金・原材料・中間材等の国内調達費用の内貨支払いの明確化、④為替レートの過大評価の是正と公定為替レートの厳格な適用等が問題となる。

第一の外貨供給については、投資企業からみれば外貨調達の問題は、国家による外貨管理が強く、外貨市場が未発達な中国においては、企業の外貨調達に制約が多い。前述の「外貨管理暫定施行法」の第五章には「華僑資本企業、外資企業、中外合資経営企業およびその従業員に対する外貨管理」の規定があるが、それによると、外貨収入はすべて中国銀行の口座に入れ、その外貨残高の範囲内で中国銀行から調達しなければならない。また、その外貨収支については、報告義務があり、国家外貨管理総局あるいはその分局が検査権を持つとされている。外国企業の投資を奨励し、工業製品輸出を振興するためには、国際金融市場からの自由な資金調達の途を開く必要がある。「暫定施行条例」の「附則」に、経済特区について、関係する省、市、自治区人民政府が、条例の規定と地区の具体的状況を合わせて、国務院の承認を得て「外貨管理弁法」を制定できるとしており、外国銀行の設立を初めとして、多様な外貨調達を可能にする試みが進められている。国内経済への影響を考えると、全面的な開放は難しいが、少なくとも輸出加工区企業に関しては資金調達の自由を保証することが、投資促進には有効である。

第二の外貨バランス条件については、「中外合資経営企業外貨収支バランスに関する国務院の規定（1986年1月15日公布、2月1日施行）」で定められているが、中外合資経営企業は、産品の多くを輸出することで外貨を創出し、外貨収支のバランスを実現すること（第二条）とされている。しかし、先進技術を提供する企業、先端技術製品あるいは国際競争力のある優良品質製品を生産する企業、国内で緊急に必要とする製品、輸入代替製品等の生産企業に対しては、外貨バランス上の優遇を受けられる（第四、第五条）ことになっている。中国国内市場を対象とする企業は、部品等の輸入を埋合わせる外貨を得るために苦勞を強いられ、

外貨バランス規定が企業活動の障害となっている。中国市場を対象とする企業の場合は、たしかに深刻な問題となるが、輸出加工区の場合は、製品を主として輸出する企業であることから外貨バランス条件は、投資にあたっての大きな障害とはならないと考えられる。むしろ、輸出加工区全体での国際収支の問題に注意を払わなければならない。初期投資期間の機械設備を含めて、それに原材料・部品等の輸入を加えて輸入総額と輸出加工区の製品の輸出総額とのバランスでは、立上りの一定期間は輸入が上回るのが通例である。表10-2および図10-1にフィリピンのパターン輸出加工区の輸出入実績を示したが、貿易収支が黒字転換したのは企業活動が始まってから、4年目である。従って、輸出加工区の制度を考える際に、当初から外貨収支の均衡を厳しく強制することは妥当ではない。

第三の貸金および中国国内で調達する物資の内貨建支払いの明確化であるが、「外貨管理暫定施行条例」の第二十三条において、「華僑資本企業、外資企業、中外合資経営企業と中国国内に企業あるいは個人との間での決済は、国家外貨管理総局またはその分極が承認した者を除いては、すべて人民幣を使用すること」と定められている。しかし、中国国内の地域によっては、外資による決済を求めるといった事例が報道され、外国企業の間で問題視されている。幸いにして、青島市においてはこの種の問題は起こっていない。問題の背景には公定為替レートと実勢為替レートとの乖離が大きくなってきているという事実があるが、これは為替レート政策の問題として解決すべきで、支払決済に関しては、法に定められた規定を順守する指導の徹底が望まれる。

第四の為替レートに関わる問題では、二重価格を解消することが根本的な解決策である。為替レートの過大評価は、輸入依存体質の経済にとってはインフレ抑制の効果を持つが、反面、輸出競争力を過少評価することになる。輸出振興にとっては、実勢水準に近いレートに切り下げるのが合理的であるが、それは輸入商品コストの上昇を伴うため、直面しているインフレ傾向を加速する危険性をはらんでいる。この問題は国家的な重要課題であるため、ここでは深く立入らないが、為替レートの乖離を放置しておく、本来内貨で支払うと規定されている物の購入やサービスに外貨を要求されたり、外貨を売る際には公定レートが、買う際に

表10-2 フィリピンバターン輸出加工区における貿易収支

(千米ドル)

年次	輸出実績	輸入実績	貿易収支
1973年	119.8	3,260	-3,140.2
1974年	3,779.3	37,510	-33,730.7
1975年	10,613.0	20,690	-10,077.0
1976年	27,864.6	19,440	8,424.6
1977年	44,767.5	34,500	10,267.5
1978年	76,430.0	45,000	31,430.0
1979年	113,249.0	72,516	40,733.0

注：E P Z A提供資料をもとに日本立地センター作成

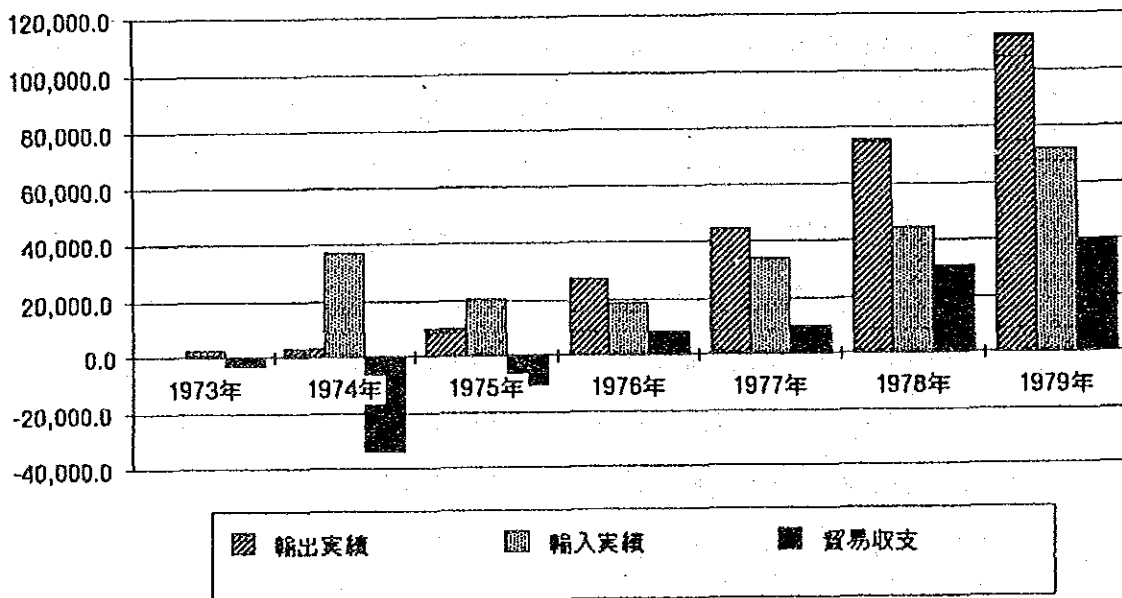


図10-1 フィリピンバターン輸出加工区の貿易収支

は実勢レートが適用されるというような不公正が蔓延し、企業活動に混乱を来すだけでなく、新たな投資を阻害する。少なくともこのようなことのないよう政策運営を計ることが輸出加工区開発の必要条件であり、前提条件である。

4) 関税制度

国境関税は、対外貿易の重要な政策手段である。中国は「輸出入関税条例（1985年3月7日国務院公布、1987年9月12日改訂）」およびこれを基礎にした「税関法」（1987年7月1日施行）に基づき「税関輸出入税則」を定めて、統一的な関税制度を施行している。同条例の第三十条に「経済特区等の特定地区の輸出入貨物、中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業等特定企業の輸出入貨物およびその他法により関税減免の優遇を与えられている輸出入貨物については、関係する規定に照らして税を減免する」と規定され、その具体的適用は、後述の「外資企業法」あるいは特別地区の投資優遇措置を規定した条例等で定められている。

輸出加工区との関連では、加工区の外資貨物に関しては、原則として輸出入とも免税措置を付与することが望ましい。中国は国内産業保護のために輸入品に対して比較的高い関税を設定しているが、上述の三資企業に対して、また、経済特区と沿海開放都市については、関税の減免措置が与えられており、現行法規のもとでも輸出加工区における輸出入関税の免除措置は実施可能である。問題は輸出加工区と国内との物資移動に関わる関税制度の運用である。一般論としては、輸出加工区と国内他地域の間には、経済的国境があるという観点にたつて、国内から輸出加工区へ、あるいは輸出加工区から国内への物資移動には関税制度が適用されると考えるのが妥当である。しかし、輸出加工区から国内への製品販売については輸入扱いとするのが合理的であるが、輸出加工区が調達する国内原材料および中間製品を全面的に輸出扱いするのは問題である。輸出加工区の開発成果を国内経済に波及させていくために、輸出加工区の国内調達を奨励する措置を考慮する必要がある。

5) 貨物輸送管理および密輸禁止制度

税関の輸出入貨物の監督管理制度に関する主な根拠法には、「税関の保税貨物と保税倉庫の監督管理に関する暫定施行法（1985年3月30日公布、4月10日施行）」、

「税関のコンテナおよびコンテナ貨物の監督管理に関する暫定施行法（1981年6月29日公布、8月1日施行）」、「密輸禁止法（1982年9月24日公布、10月1日施行）」があるが、このほかに、香港、廈門、経済特区についての特例規定、九龍税関と深圳経済特区との間の特例実施規定等がある。

輸出加工区との関連では、第一に保税貨物・保税倉庫についての規定が、第二に密輸防止についての規定、第三に業務の能率化の三つに留意する必要がある。保税制度に関連しては、輸出加工区全体を保税地区とする措置が適用されることが望まれる。密輸防止については、保税地区扱いすることともあいまって、輸出加工区を出入りする貨物の監督管理が問題となる。それには輸出加工区をフェンスで遮断し、出入口を限定して、監督管理を実施する必要がある。立地企業が少ない初期段階では、個別企業に保税制度を適用する管理方式を採用してもよいが、企業数が増えてくれば、保税地区を一括して管理する方が合理的である。

6) 輸出入商品検査制度

1984年2月に「輸出入商品検査条例」を公布し、すべての輸出入商品の検査を実施している。検査内容は商品の品質、重量、数量と包装で、国家輸出入商品検査局が担当している。輸出加工区との関連では、輸出入商品ともに国際的な品質標準を保証し、特に輸出に関しては、今後、中国の商品が国際市場で高い評価を獲得していく上で重要な役割を持っている。それ以上に、絶えず最新の国際的な商品情報、市場情報、技術情報を収集し、それらを外資関係機関、輸出生産部門に提供し、輸出産業振興に貢献する役割を重要視したい。国際競争力は価格面とともに品質面での競争力が問われる。輸出加工区には、両面とも一定の基準を達成している企業が投資するであろうが、輸出加工区に製品を納入する加工区外の企業の品質、既存企業の輸出製品の品質検査に関しては、合格証を発給する商品検査局の力量を問われることになる。従って、商品検査制度は、後に提案する技術移転促進のための機構と連携して、優れた輸出製品を開発していく役割を果たすことが期待される。

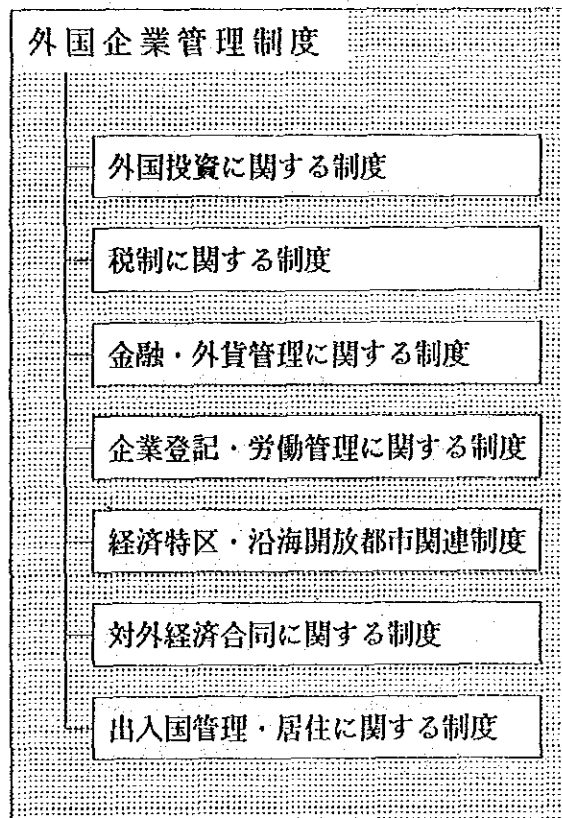
以上、貿易管理制度面から輸出加工区の制度に関連する問題点を考察したが、中国においては貿易管理体制の変革が緒についた段階であり、これから各種の改

革が打出されてくるものと予想される。輸出加工区の制度は、こうした改革の方向を先行して実践するものであり、その意味で中国の経済体制改革、中でも貿易管理体制改革の先頭に立つものと意義づけることができよう。

10.1.2 中国の外国企業管理制度から見た輸出加工区の制度に関する考察

前項では、中国の貿易管理体制との関連で、輸出加工区の制度面で考慮すべき事項を考察したが、次に、輸出加工区開発の目的が主として製品を輸出する外国企業を誘致することであることに鑑み、外国企業の投資に関する中国の現行制度の考察を通じて、輸出加工区の制度面で考慮すべき課題を考えてみる。

中国は、1979年7月の第五次全国人民代表大会第二次会議において、「中外合資経営企業法」の制定が承認されて以来、対外経済関係に関して、次々に新たな立法に基づく制度的枠組の構築が進められてきた。現行の諸制度とその根拠法規は、以下の七つの分野に分けることができる。



① 外国投資に関する法規……

「中外合資経営企業法（1979年7月8日公布、施行）」、「同法实施条例（1983年9月10日公布、施行）」、「同条例百一条改定（1986年1月15日）」、「外国企業投資奨励に関する国务院の規定（1986年11月11日公布、施行）」、「外資企業法（1986年4月12日全人代通過）」等

② 税制面の法規……

「中外合資経営企業所得税法（1980年9月10日公布、施行）」、「同法の改定に関する決定（1983年9月

2日公布、施行）」、「同法施行細則（1980年12月10日公布、同年9月10日施行）」、

「外国企業所得税法（1982年1月1日施行）」、「同法施行細則（1982年2月21

日公布、1982年1月1日施行）」、「経済特区と沿海十四港湾の企業所得税およ

び工商統一税の減免に関する国务院の暫定施行規定（1984年11月15日公布、1984年度と1984年12月1日に分けて施行）」等

- ③ 金融・外貨に関する法規……全項の「4）外貨管理」を参照
 - ④ 企業登記と労働管理に関する法規……「中外合資経営企業登記管理法（1980年7月26日公布、施行）」、「中外合資経営企業労働管理規定（1980年7月26日公布、施行）」等
 - ⑤ 経済特区、経済技術開発区に関する法規……経済特区、沿海開放都市それぞれについて、省・市・区レベルで、外国企業投資、税制、金融・外貨管理、企業登記、労働管理、土地管理、土地使用管理、等々に関する条例や規定が設けられている。
 - ⑥ 対外経済合同に関する法規……「対外経済合同法（1985年3月21日公布、1985年7月1日施行）」、「技術導入合同管理条例（1985年5月24日公布、施行）」等
 - ⑦ 出入国管理、居住に関する法規……「外国人出入国管理法（1985年11月12日常務委員会通過、1986年2月1日施行）」等
- 輸出加工区の制度化には、これらすべてが関係するが、特に重要なのは、上記の①、②、④、⑤である。

1) 外国企業の投資に関する制度

基本的な根拠法は「中外合資経営企業法」とその「実施条例」である。これは全十五条からなり、外国企業の導入に関する基本法である。その第三条では、合営企業の設立は、外国投資管理委員会に承認申請し、委員会は3ヵ月以内に承認・不承認を決定するとしている。第四条では、合営企業の外国資本比率25%以上でなければならないと定めている。第五条には、中国側合者は土地使用権を出資金の一部とすることができ、そうでない場合は、合営企業は中国政府に土地使用費を支払うことと定めている。また、第六条では、合営企業は理事（役員）会を設置すること、理事（役員）の人数は少なくとも3人以上で、具体的人数は契約と定款で定めるとし、中国側・外国側双方の役員数の配分は出資比率によるとしている。第七条では、企業が獲得した粗利潤から法定企業所得税を控除し、さらに定款で規定した内部留保、従業員の奨励金・福利基金、企業発展基金を控除した

純利潤は、出資比率に応じて分配するとしている。これは国の基本法であって、後述するように、投資認可権限の地方政府への委譲があり、また、他の条例や規定に基づいて地域により弾力的に運用されているのが実態である。

同法の「実施条例」は、百十八条から成り、「第一章、総則」「第二章、設立・登記」「第三章、組織と登記資本」「第四章、出資方式」「第五章、役員会と経営管理機構」「第六章、技術導入」「第七章、土地使用権およびその費用」「第八章、計画、物資購入と販売」「第九章、税務」「第十章、外貨管理」「十一章、財務と会計」「第十二章、従業員」「第十三章、労働組合」「第十四章、期限、解散と精算」「第十五章、争議の解決」「第十六章、附則」で構成されている。このうち第十四章に属する第百条で合営期限を規定している。そこでは、一般項目の場合は10年乃至30年で、投資が大きく、建設周期が長く、資本利潤率が低い項目については30年以上とすることもできるとしているが、後に（1986年1月15日）この条項は改定され、「外国企業が先進技術あるいは重要技術を提供して先端産品を生産する場合、あるいは国際競争力ある産品を生産する項目については、合営期間を50年に延長できる。また、國務院が特別に承認したものは50年以上とすることもできる」という規定が追加された。「先進技術」という概念については後述するが、輸出加工区との関連では、上の改正の後段にある「国際競争力のある産品を生産する項目」に対する規定が重要視される。

上の規定は「合資経営企業」を対象としているが、外国単独資本の企業を設立については、これとは別に「外資企業法（1986年4月12日公布、施行）」が制定され、法的保護を受けられるようになっている。ただし、「独資企業」は、「先進技術と設備を採用するか、或いは産品の全部または大部分を輸出する企業」

（同法第三条）が認可の資格条件となっており、合資企業や合作企業よりも限定された企業を対象にしている。また、法的に曖昧な企業形態であった合作経営については、「中外合作経営企業法（1988年4月13日第七回全国人民代表大会第一次會議通過）」が制定され、これで「三資（合資、合作、独資）企業」といわれる。外国資本が関与する企業に対する法制度が一応整ったことになる。

2) 外国企業に対する税制

図10-2から中国の税制の歩みを概観すると、1950年代から一貫して簡素化の

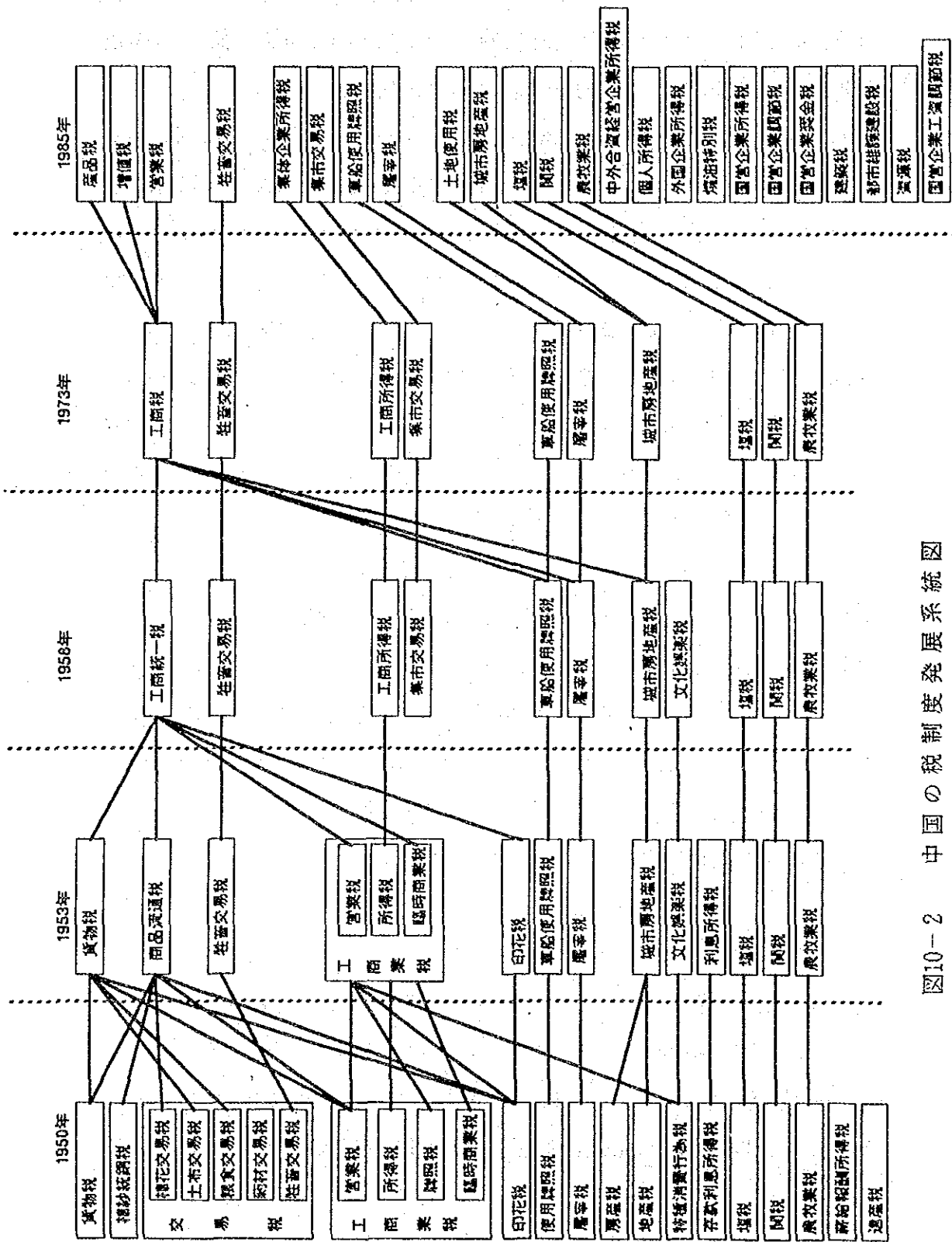


图10-2 中国的税制度发展系统图

資料：『工商稅收基礎知識』（山西人民出版社）

方向を辿ってきた税制が、改革と対外開放の時期になって多様な税項目が設けられていることがわかる。それは主として、経済体制改革とくに企業管理体制の改革に伴う税制度の整備と対外開放に備えての外国企業に対する税制の新設によるものである。前者については、国営企業に対する税制の改革路線に沿った二次にわたる利改税^{*}の制定（『財政部の国営企業利改税試行弁法』1983年4月14日、『国営企業第二步利改税試行弁法』1984年9月18日）、企業自主権の拡大、国と企業との税収配分の見直しの過程で、所得税のみならず、工商税の分割（産品税、増殖税、営業税、塩税）のほか、在来の税に加えて、所得税・国営企業調節税・重油特別税・奨励金税・資源税・労働賃金調節税・都市補修建設税・不動産税・土地使用税等の新設に及んでいる。企業調節税、奨励金税、労働賃金調節税は、利潤分配制度の改革による企業間格差と儲けすぎを是正するための措置である。後者の対外開放に伴う税制度に関しては、企業所得が、「中外合資経営企業」に対するもの、「国営企業」に対するもの、「外国企業（外資単独企業）」に対するもの、それぞれについて別の課税制度を採っていることが特徴である。輸出加工区との関連では、関税は既に前項で述べてあるので、特に所得税、工商税を中心に外国企業に対する税制が問題となるところで、以下に現行制度を概観しておく。

① 中外合資経営企業所得税法

税率……所得税の税率は30%、地方所得税の税率は所得税納税額の10%と規定されている。この両者を合わせると税率は33%となる（第三条）。また、外国企業の利潤送金に対しては10%の税率で所得税が課せられる（第四条）。

優遇措置……合営期間が10年以上に渡った場合、企業が申請し、税務機関の承認を得て、利潤を計上し始めた年から起算して、第一年目、第二年目は所得税を免除し、第三年目から第五年目は所得税を半分に減額する（第五条）、これは長期の投資を奨励するための措置である。また、合営企業より得た利

注：利改税—「税をもって利を改める」という意味で、在来国営企業は国家に対する利潤上納を義務づけられていたが、この利潤上納を改めて、法人税制度に切替えた。国家と企業との間での分配に関する大きな変化であり、これは経済体制改革の重要な柱になる抜本的な税制改革である。当初は企業利潤の55%の法人税率を適用し、税引後の利潤の大きさによってさらに調節税を設ける方式を採用し、将来価格体系が整備された段階で法人税に一本化されることになっている。

潤を中国国内で再投資する場合は、投資期間が五年を下回らないときには、再投資に当てた資金に既に課せられた所得税の40%相当が還付される（第六條）。これは利潤の国外流出を減らし、国内への再投資を奨励するための措置である。合営企業に欠損が生じた場合、翌年度の所得から前年度の欠損を補填することができる。引き続き年々補填できるが、五年以上にわたることはできない（第七條）。

② 外国企業所得税法

税率……課税所得金額によって、最高税率40%まで、以下の五段階の累進税率が適用される（第三條）。

年間課税所得金額が25万元未満……………	20%
年間課税所得金額が25万元以上50万元未満……………	25%
年間課税所得金額が50万元以上75万元未満……………	30%
年間課税所得金額が75万元以上 100万元未満……………	35%
年間課税所得金額が 100万元以上……………	40%

地方税率は、合資経営企業の場合は、納税額の10%であるが、独资企業の場合は、所得金額の10%とされており（第四條）、国税・地方税を合わせると最高税率は50%に達する。

優遇措置……地方所得税に関して、生産規模が小さく、利潤率が低い外国企業は、省・直轄市・自治区の人民政府が減免を決定できる（第四條）。農業・林業・牧畜業などに従事する利潤率の低い外国企業で経営期間が10年以上の場合は、企業の申請を財政部が承認すれば、利益計上開始年から起算して一年目は所得税を免除し、第二年目、第三年目は50%減額する。それ以降も財政部の許可を受ければ、さらに10年間所得税を15%~30%減額することができる（第五條）。欠損が生じた場合、次年度の所得から前年度欠損を控除でき、補填できないときにはさらに引続く年度の所得から欠損分を控除できるが、その期間は長くても五年を越えることはできない（第六條）。

所得税に関しては、「製品輸出企業」と「先進技術企業」に対して、前項のとおり特別な優遇措置が与えられているが、経済特区と沿海開放都市については、これとは別に地域を対象とする租税特別措置がある。

3) 「経済特区および沿海開放都市の企業所得税と工商統一税の減免に関する國務院の暫定規定」(1984年11月15日公布、所得税は1984年度施行、工商統一税は1984年12月1日より施行)

経済特区と沿海開放都市における「対外経済協力と技術交流の拡大、外資と先進技術の導入、社会主義近代化の加速に資するため」に、三資企業に対する「所得税および工商統一税の減免優遇措置」を定めた規定である。沿海開放都市については、経済技術開発区の三資企業と旧市内の三資企業とに分けて優遇措置が規定されており、経済特区のうち汕頭、珠海、廣門旧市内の三資企業に対しても、沿海開放都市旧市内と同一の規定が適用される。

まず、所得税であるが、特区・開発区ともに15%の税率が適用されるが、経営期間10年以上の企業については、企業の申請が承認されれば、利益計上を開始した年度から数えて第一、第二年目は所得税が免除され、第三年目から第五年目は所得税を半分に減額される。地方所得税の減免は所轄人民政府が決定することと規定しており、地域差が生れる余地がある。中国国内に事務所を設けていない外国投資家が特区・開発区および旧市内に源泉のある配当金・利子・リース料・特許権使用料等の所得を有する場合、これも地域人民政府の裁量で減免措置を適用できる。すなわち、法律で免除が規定されている場合を除き、通常は10%の所得税が課されるが、優遇条件で資金・設備を提供している企業、または、先進技術を移転していて、一層の優遇措置を与える必要がある企業に対しては、地方人民政府が所得税の減免を決定する権限を与えられている。また、特区・開発区ともに、外国企業が得た利益を国外送金する場合の所得税(送金税)は免除される。沿海開放都市と汕頭、珠海、廣門の旧市内に立地する三資企業に関しては、所得税の減免対象となる企業は、特区・開発区に比べると制限が厳しく、「技術集約・知識集約型の事業、または外国投資者の出資額が3,000万ドル以上で、投資回収期間が長い事業、またはエネルギー・交通・港湾整備事業」に限定して、財政部の許可があれば15%の税率を適用される。また、上の条件に適合しないが、①機械製造、電子工業、②冶金、化学、建材工業、③軽・紡績工業、包装工業、④医療機器、製薬工業、⑤農業、林業、牧畜業、養殖業およびこれら業種の加工工業、⑥建築業の6分野の業種に属する旧市内企業については、財政部が所得税

を規定の8割りに減額する措置を採ることができる。

次に工商統一税（産品税、付加価値税、営業税）に関する特例規定では、経済特区とそれ以外（開発区および旧市内）とは扱いがやや異なる。開発区および旧市内の三資企業が生産し輸出する製品に対しては、国の輸出制限品目、すなわち生産用途以外の交通手段や耐久消費材がこれに相当するが、これらを除き、工商統一税は免除される。これに対し経済特区では「別段の定めがある少数の製品」も免税措置から除外される。

建材、生産設備、原材料、部品・附属品素子、交通手段、事務用品に対して、また、外国投資関係者が個人使用目的で輸入する家財道具と交通手段に対しては合理的数量の範囲内で工商統一税が免除される。ただし、製品を国内販売する場合には、製品に関する工商統一税は勿論のこと、その生産に供するため輸入した物資に対しても、規定通りの工商統一税を納めなければならない。なお、経済特区については、①各種鉱物油、酒、たばこの輸入に対して、税法に規定された工商統一税の半分の税率が適用されること、②特区管理線が完成する以前においては「国が輸入を制限している交通手段・耐久消費財の輸入」に対して規定通りの工商統一税が課せられるが、特区管理線の完成以後はこれら輸入貨物への課税が免除されること、③特区三資企業が生産する製品を特区内で販売する場合、各種鉱物油・酒・たばこは規定の半額で工商統一税を徴収し、管轄人民政府は独自に少数製品を指定して、規定通りまたは減額して工商統一税を徴収できるが、その他の製品の特区内販売には工商統一税を徴収しないこと、④特区三資企業が交通運送業、サービス業に従事して得た収入については税法に定める税率で工商統一税を納めなければならないが、銀行・保険業による収入には3%の税率が適用され、地方人民政府は必要がある場合には「設立初期に期間を決めて」これらの減免を決定できることなどが、開発区企業ならびに旧市内企業と異った扱いになっている。この相違は、域内取引に関して、開発区と旧市内では域内取引は国内販売扱いとなり、経済特区では国内販売とは別に特区内取引に関する規定が設けられていること、開発区と旧市内の三資企業への優遇措置は生産企業をのみ対象にしているが、経済特区においてはサービス部門企業も対象としていること、この二つの制度上の違いから派生している。

新たに構想しようとする輸出加工区の制度との関連では、主として輸出向けの製品を生産する企業を対象とする点では経済技術開発区に適用されている制度が当て嵌まるが、域内取引に対する優遇（非課税扱い）と同時に管理線による国内販売の規制を設ける点では経済特区に適用されている制度があてはまる。ここに在来の制度・法規とは別に、輸出加工区に関する制度的・法規的枠組みが必要とされる理由がある。また、輸出加工区の制度的・法規的枠組みを考える際には、経済技術開発区企業、旧市内企業との取引関係についての特別規定も考慮しなければならない。

4) 輸出製品企業・先進技術企業に対する投資奨励規定

三資企業に対する投資奨励策についての重要な決定が1986年10月11日に公布、施行された。それは「海外企業投資の奨励に関する国務院の規定」である。この規定の趣旨は「投資環境を改善して、外国企業のいっそうの投資を誘致し、先進技術を導入し、製品の品質を高め、輸出による外資収入を拡大し、もって国民経済の発展を計るために、本規定を制定する（第一条）」ことであるとし、二つの分野の企業に優遇措置を強化することを内容としている。第一の分野は「製品輸出企業」で、これは「製品を主として輸出し、年度の外資総収入額から生産に要した外資支出額および外国企業への分配利潤の外国送金に必要な外資を差し引いて、なお外資余剰を有する生産型企业」と定義されている。第二の分野は「先進技術企業」で、これは「外国投資者が先進技術を提供し、もって輸出による外資収入を増やし、あるいは輸入に代替させるために新産品を開発し、製品の品質向上、世代交代を実現した生産型企业」（いずれも第二条の規定による）と定義されている。この定義に該当する企業に対する優遇措置は、以下のとおりである。

① 国家が規定する従業員の労働保険、福利費用、住宅補助基金を支払い、または積立てる以外は、従業員に対する各種の補助金を国に納付することを免除する（第三条）。

② 土地使用費は、大都市の繁華地区を除いては、以下の基準で徴収する。

1. 開発費と使用費を総合して徴収する地区については、毎年、每平方米当たり5元乃至20元
2. 開発費を一括徴収する地区あるいは企業が自ら用地を開発する地区につい

ては、使用費の最高限度を毎年、毎平方メートル3元とする。

ただし、地方人民政府は情状によっては一定期限内について徴収を免除することができる（第四条）。

- ③ 生産・経営に必要な水、電気、運輸・通信施設を優先的に提供し、料金は現地の国営企業から徴収している料金標準を適用する（第五条）。
- ④ 生産および流通過程で借入を必要とする短期運転資金、その他必要な資金は、中国銀行の審査を経て優先的に融資する（第六条）。
- ⑤ 外国投資家が企業から分配された利潤を外国へ外資送金する際、送金額に対して所得税を免除する（第七条）。
- ⑥ 製品輸出企業は、企業所得税減免期間満了後、当年の製品輸出金額が、当年の生産額の70%以上に達した場合は、企業所得税の現行税率を半額にする。経済特区、経済技術開発区の輸出企業、ならびに、すでに15%の税率の適用を受けているその他の製品輸出企業で上の条件に適合するものは、10%の税率で企業所得税を納付する（第八条）。
- ⑦ 先進技術企業は、企業所得税減免期間満了後、企業所得税の半額免除をさらに三年間延長する（第九条）。
- ⑧ 外国投資家が、企業から分配された利益を国内に再投資し、先進技術企業あるいは製品輸出企業を設立または拡張した際には、経営期間が五年以上の場合、税務機関の認可を受けて、再投資部分の上納済み企業所得税を金額還付する（第十条）。
- ⑨ 外資系企業の輸出品については、原油、精製油および国が別に定めた製品を除き、工商統一税を免除する（第十一条）。
- ⑩ 輸出許可証を必要とする製品については、企業の年度輸出計画に従って半年毎に申請しなければならない（第十二条）が、輸入を必要とする機械設備、生産用の車両、原材料、燃料、KD部品、予備品、素子、付属品（国が輸入を制限しているものを含めて）輸入許可証を免除し、税関が企業の契約または輸出契約に基づいて検査し、通関を許可する。ただし、国内市場で販売する製品に用いる場合には規定どおりの手続きと納税を必要とする（第十三条）。
- ⑪ 外国系企業は、外資の過不足を相互に調整しあうことができる（第十四条）。

- ⑫ 外資系企業の自主権（生産経営計画策定、資金の調達・運用、生産手段の購入、製品の販売、賃金基準・賃金形態および報奨・手当制度を決める権限、機構の設立と定員の決定、高級管理者の採用と解雇、従業員の増員と解雇、地元での技術者・管理者・労働者の招聘・募集）を有する。ただし、従業員の招聘・募集・免職は地元の労働人事部門に報告しなければならない（第十五条）。
- ⑬ 外資系企業は、不当な費用徴収に対しては、その納付を拒否することができる。また、地元の経済委員会さらには国家経済委員会に訴願することができる（第十六条）。
- ⑭ 国務院の主管部門が審査し、認可する外資系企業の取決め、契約、定款については、審査・認可機関は全部の書類を受取った日から三ヶ月以内に認可または不認可を決定しなければならない（第十七条）。
- ⑮ 製品輸出企業の年度輸出実績が、企業の契約に定める外資均衡・余剰の目標を達成できてい場合には、前年度に減免された税金・料金を次年度に納付しなければならない（第十八条）。

この新たな規定によって、「製品輸出企業」と「先進技術企業」への外国企業投資に関する優遇措置が大いに改善され、具体的に示されるようになった。この規定に該当する企業の条件は、『外資系企業製品輸出企業及び先進技術企業の確認・審査に関する実施弁法（1987年1月27日、対外経済貿易部公布）』の第二条で定義されている。これによると、「製品輸出企業」は、①輸出製品を製造する企業であること、②輸出製品の年度生産額が、当年度の全生産額の50%以上であること、③当年度の外資収支が均衡しているか余剰があること、これら三つの条件を満たす企業と明確に定義されている。認定基準の一つである輸出比率に関しては、生産額の50%以上を輸出する企業は条件を満たすが、第八条に規定されている所得税減免の優遇措置に受けられるのは輸出比率が70%以上であり、後述するように、地方によって税制上の優遇を受けられる企業の輸出比率は異なっている。このように、「製品輸出企業」の定義はかなり明確にされ、輸出加工区との関連では、上の規定のうち「製品輸出企業」に該当する条項は全て輸出加工区の制度に適用できる。これに比べると、「先進技術企業」の定義は同法の実施細則第四条に規定されているが、「先進技術企業」の判定は対外経済貿易部および権限を

与えられた地方機関に委ねられている（第二十一条）。実際に先進技術企業として認定されて優遇規定を適用されている企業を上海市、北京市、遼寧省、青島市について整理してみたのが表10-3であるが、これらを見ると、これまで中国にない製品を生産する企業、すでに中国にある製品でも、在来より効率の優れた生産方法を採用する企業が該当している。おそらく中国経済の発展動向、工業製品の需給動向、輸入代替効果、導入する機械・設備の評価等々、多様な要素が関係する多分に不確定性を含む概念であると考えた方がよい。

なお、改善が望まれる事項としては、第一に、第十二条において必要とされている輸出許可証の免除である。投資認可に当って、輸出製品が承認されているので、輸入許可証と同様に税関検査だけで十分と考えられる。また、外国への輸出に関して許可証を不要とする措置を採っても、輸出加工区と国内他地域との間には国内法規が適用され、輸出加工区からの製品の国内販売には、当然、輸入許可証を必要とするのであるから、国内経済秩序への影響は回避できる。第二は、外国投資企業の間で問題視されている理事（取締役）長人事で、これは「中外合資経営企業法」と「同実施条例」では、中国側が就任することとされ、副理事長は一人あるいは二人で、これは外国側が就任することと定めていることである。大きな権限を有し、責任ある身分だけに、適切な人材が得られない場合は、この規定は企業経営に重大な障害となる。これも「外国投資奨励規定」の第十五条の企業自主権に含めて、企業が自らの判断でトップ人事を決定できるようにすることが望ましい。第三に、合同期間についても無期限の場合も含めて、同じく企業が自主的に決定できるようにすることが望まれる。

5) 三資企業に対する外貨管理制度

これについては、対外貿易管理制度の項で既述したところであり、また、前項の「外国企業投資奨励規定」でも具体的に優遇措置が規定されているので、再論の必要はないと考えるが、これまで触れられていない点で、輸出加工区の開発と関連する問題点を一つだけ提起しておきたい。それは輸出加工区の制度の中に、外貨保証枠を設けることである。青島市は対外貿易港であり、1987年で約26億ドルの外貨輸出金額を記録し、沿海14都市の中では上海（66億ドル）、大連（48億ドル）、天津（33億ドル）、広州（28億ドル）に次ぐ実績をあげており、外貨保

表10-3 各地域で先進技術企業として認可された外資企業の製品分野

上海地区

製品分野：エレベーター、薬品、電話機、ガラス、繊維板、モーターサイクル、自動車（フォルクス・ワーゲン）、海洋機器、製材、ソフトウェア、コンピューター、衛星通信、プラスチック加工、環境計測機器、セラミック、オプトエレクトロニクス、通信機器、センサー、歯磨粉、集積回路

北京市

製品分野：輸送機械（ジープ）、ボイラー、鉄鋼製品、オーディオ製品、バイオ・マテリアル、製肉機械、電子フラッシュ、ビスケット（ナビスコ）、コンテナ、養鶏用飼料、コンタクトレンズ

遼寧省

製品分野：かみそり、省エネ剤、金属表面処理剤、鋼製機械部品、鋼箔合板、洗剤、テトロン繊維

青島市

製品分野：プラスチック成型材料、王冠、船舶修理（金属溶接）

資料：“CHINA BUSINESS REVIEW”、「日中東北」、青島市協調組提供資料等
をもとに作成

証枠も比較的大きい都市であるが、全般的に外貨収支の緊張が問題となる中国において、外国企業の外貨調達面での需要を満足させるには、外国銀行の出店を初めとして外貨調達の窓口を拡大する方策が必要となる。外貨保証枠の制約が輸出加工区の企業活動の障害となることのないよう、輸出実績を信用基礎にして国際金融市場から外貨を調達し得る仕組みを構築することを望みたい。それは輸出企業の立地を促進し、また「大進大出」の成果を高めるための必要条件でもあるが、青島市が国際金融都市としての機能を高め、都市の産業構造の高度化を図る戦略上からも重要な課題であると考えられる。

6) 労働管理制度

三資企業に対する労働管理に関する制度の基本法は「中外合資経営企業労働管理規定」（1980年7月26日国務院公布施行、以下では「労働管理規定」と略称する）である。これは前述の「中外合資経営企業法」の第六条で規定されている役員会が決定する事項を補う法規で、従業員の雇用・解雇・退職、生産・労働任務、賃金・賞与、労働時間・休暇、労働保険・生活福利、労働保護、労働規律等を規定する労働契約の締結を規定し、また、労働契約に関する役員会、労働組合、行政の企業主管部門・労働管理部門あるいは国家労働総局等の関係を規定している。詳しい内容は、本報告書第4章で論じられているので、ここでは再論しないが、「労働管理規定」の第八条に「合資企業従業員の賃金水準は、所在地区の同業種国营企業従業員の実際賃金の100分の125乃至150とする」とされていたが、輸出加工区企業に関しては、前述の「外国企業投資奨励規定」（1986年10月公布）第十五条の「自ら賃金水準、賃金形態および奨励・手当制度を決める権限を有する」という規定と矛盾する規定が適用される。

国の規定を受けて、「山東省経済技術開発区労働管理暫定実施規定」（1988年1月21日公布、施行）さらに「青島市外国投資企業労働管理暫定実施規定」が制定されている。そこでは、「外国企業投資奨励規定」に同様に、労働管理に関しても企業自主権を大幅に承認することを基本として、「各級の人民政府及び関係の主管部門は、外資系企業の自主権を保証し、外資系企業が世界の進んだ科学的方法で企業を管理するのを支持するものとする」（第十五条）と規定している。しかし、青島市の「外国投資企業労働管理暫定細則」では、「従業員の実質賃金

水準は、本市同業種の条件の類似した国営企業従業員の平均実質賃金の120%を下回らず、企業の経済状況により賃金を決定する」と規定している。これらについての詳細は第4章に譲る。

7) 経済特区、経済技術開発区に関する外国企業投資奨励規定

これまでは主として国レベルでの輸出加工区に関する制度・法規を概観してきたが、国家の規定を受けて、経済特区および沿海開放都市が所属する省・区・市は、地域の実情に即した実施細則、実施条例を制定している。例えば、税制優遇に関しては、『外国企業が経済技術開発区と旧市区で中外合資、合作、外資単独経営企業を設立するに当たっての地方所得税減免に関する青島市人民政府の規定』は、前述の『経済特区と沿海14開放都市の企業所得税・工商統一税減免に関する国務院の暫定規定』において、地方人民政府に委ねられた地方所得税減免を規定したものである。上述の山東省・青島市の労働管理規定も国家の規定を補完する地方規定である。中でも、これまで個別に概観してきた各種制度・法規の外国投資企業（三資企業）への適用を総合している点で重要な意味を持つのは、国家の制定した『外国企業投資奨励規定』を受けて、省・区・市が制定している実施細則、実施条例の類である。山東省・青島市については、『外国企業投資を奨励するための山東省の優遇措置』（1986年10月14日）、『青島市人民政府の実施細則』（1986年10月16日）が制定されている。

山東省の優遇規定は15項目から成り、青島市の実施細則は10項目の大分類に分けられ、さらに項目の中には23の小項目に分けて、三資企業のうちの製品輸出企業と先進技術企業に対する優遇措置が規定されている。以下には青島市の実施細則の内容を記すが、必要に応じて山東省の優遇措置と比較してみる。

(1) 三資企業のうち、「製品輸出企業」と「先進技術企業」を定義し、これらを対象にした優遇措置を規定することを明記し、それらは青島市対外経済貿易委員会が他の関係部門と合同で認定・証明するものとしている。また、青島経済技術開発区に投資する三資企業に対しては別の細則で更に優遇措置を与えている。これを準用すれば、輸出加工区に関しても、別の規定を設けて更に優遇措置を強化し得ることになる。

(2) 三資企業の費用低減措置

① 製品輸出企業・先進技術企業いずれをも対象に、「労務費の低減措置」を講ずるとし、中国人従業員の賃金水準は国家の関連規定を参考にして確定するとして、基準を示していないが、山東省の規定では、前述の労働管理規定と同じく、当地同業種平均実賃金の100分の20乃至100分の50としている。また、青島市の労働管理暫定細則では「100分の20を下回らない」という基準を明示している。これらは国の外国企業投資奨励規定が企業が自主的に決定できると規定していることと符合していない。これは輸出加工区の制度面では慎重に配慮を要する問題の一つである。労働保険基金は国家の規定どおり徴収し、市の労働保険部門が管理する。従業員の医療、福利費用および住宅補助金も、国家规定どおり徴収するが、従業員に対するその他の補助金は徴収しないとしている。

② 製品輸出企業、先進技術企業いずれについても、土地使用費の低減をはかるとし、以下のような費用標準を設定している。

- ◆ 中心繁華街を除く旧市街区……………12～15元/年・平方米
- ◆ 新計画区……………10～12元/年・平方米
- ◆ 市管轄県の中心都市……………8～10元/年・平方米
- ◆ 市管轄六県の農村都市……………5～6元/年・平方米

ただし、土地開発費を纏めて支払う場合と企業が自ら開発した土地については、1.2元/年・平方米の土地使用費を徴収する。なお、経済技術開発区の土地使用費は、後述するように管理条例あるいは土地管理規定等によって別途に定められている。また、1990年以前に青島市に投資した企業については、1990年の土地使用費の8割掛けとする。

③ 外国人従業員の生活費用の低減措置として、市域内における食事、宿泊、市内交通、郵便・電話等は、国内人員の費用標準を適用することを規定している。

(3) 税制上の優遇

① 製品輸出業に対して国家が規定する減免税期間が満了した後、輸出金額が生産額の70%以上に達する場合、企業所得税は現行税率の半分に減額する。

また、先進技術企業に対しては、国家が規定する減免税期間終了後も、半額免除を三年間延長する。

- ② 市管轄の県を含む全市において、製品輸出企業、先進技術企業いずれについても、外国投資者が得た利潤を外資送金する際、これに対する所得税を免除する。
 - ③ 外国投資者が得た利潤を、製品輸出企業、先進技術企業の新設・拡張に充当する場合、経営時間が5年以上に渡るときは、それまでに納めた企業所得税と地方所得税を還付する。
 - ④ 外国投資企業の輸出製品については、国家が別に規定する製品以外は工商統一税を一律免除する。
 - ⑤ 製品輸出企業の年度輸出実績が、企業契約で規定した外貨バランスの余剰目標を実現できなかった場合は、当年度に受けた税、費用の減免額を翌年度内に納入することができる。
 - ⑥ 外国投資企業が青島市で利子、配当、賃借料、特許権使用料、その他の所得を得た場合は、所得税率は10%とする。ただし、賃金や設備を優遇条件で提供し、あるいは先進技術を移転した場合には、所得税の減免優遇を与えられる。
- (4) 固定資産減価償却の優遇……定率償却として、年度償却率を建築物については15%、機械・設備は20%、交通用具・電子計器は30~40%とする。固定資産残存価値が原価の10%に達したとき、減価償却を停止する。
- (5) 企業自主権の保証と国際的企業管理に対する支持
- ① 承認された権限の範囲内で、企業は自主的に発展計画と生産経営計画を制定する権限を有する。
 - ② 企業は国内外の金融機関から直接資金を調達する権限、資金を自主的に運用する権限を有する。
 - ③ 企業は必要な原料・資材を購入し、製品を契約で定められた比率で販売する自主権を有する。また、国家の統一管理、統制価格製品以外は、自ら価格を決定できる。
 - ④ 企業は従業員を募集し採用する自主権を有する。ただし、市の労働人事部

門に報告しなければならない。

- ⑤ 企業は企業の経済効率をもとに、賃金標準、賃金形式、賞与、手当制度を決定する権限を有する。
- ⑥ 企業は就業規則に違反した従業員と一定の成果をあげた従業員とに対して、その軽重に応じて、異なった待遇を与えたり、解雇する権限を有する。ただし、これは市の労働人事部門に報告しなければならない。
- ⑦ 外国投資企業は、建築工事および設備内装工事について、国内外から入札することができる。
- ⑧ 外国投資企業は、国家の規定に符合しない費用を徴収されたり、割り当てられたりした場合、市の経済委員会または直接国家委員会に提訴することができる。

(6) 事務手続きの簡素化と作業効率の向上

- ① 青島市人民政府は対外経済主管部門が連合して制度を作り、時期と場所を定めて外国企業の各種手続きを集中処理し、外資が遭遇する各種問題を即時処理する。市の権限内項目については、建議書が出てから30日以内に回答する。F/S報告書、契約書、定款等は、市の対外経済委員会が受付けてから30日以内に承認・不承認を決定する。また、市の工商行政管理局は、書類受付け後、10日以内に企業登記手続きを処理し営業許可証を発給する。
- ② 外国投資企業が契約に沿って、必要な機械設備、生産用車両、原材料、燃料、部品、附属品等を輸入する際には、再度報告・申請する必要はなく、輸入許可証も免除される。ただし、これらの国内市場への転売は厳禁され、輸入したものを国内に販売するときには、規定どおりの輸入手続きを要し、税を納めなければならない。

(7) 外国投資企業に対するサービス

- ① 製品輸出企業と先進技術企業の生産に必要な水、電気、運輸・通信施設は、優先供給を保証し、市の国営企業と同等の費用を徴収する。
- ② 製品輸出企業と先進技術企業の生産に必要な物資は、市の物資供給部門が合理的な価格で提供し、あるいは、流通業者を紹介・斡旋する。また、外国投資企業は自ら輸入することができる。

- ③ 製品輸出企業と先進技術企業が契約で定めた資本投入後、生産と流通に必要な短期運転資金および借入金が必要とする場合、中国銀行青島分行は優先的に資金を発給する。
- ④ 外国投資企業は、製品を自ら輸出することも、外貿部門に代理輸出を委託することもできる。国家が輸出許可証を必要とする製品は、年度輸出計画に沿って、半年毎に許可証を申請すればよい。
- ⑤ 青島市建築設備取付公司是、国内同業種の標準費用で外国投資企業のために建築工事と設備の取付サービスを提供する。
- ⑥ 外国投資企業が輸出と企業経営を通じて得た外貨余剰を、市の外貨管理部門の監督の下に、相互に融通使用することができる。外国投資企業に対して、中国銀行青島分行は外貨を担保に人民幣資金を発給する。

(8) その他

- ① 外国投資企業は、国家経済委員会が公布した輸入管理品目リストの製品を発注する際は、市外貨管理部門の承認、購入に当てる外貨枠の許可を得なければならない。
- ② 外国投資企業は中国の法律的管轄と保護を受ける。紛糾・争議が生じた場合は、市の対外経済仲裁機構あるいは中国国際貿易促進委員会対外経済貿易仲裁委員会が調停と和解に当り、関係者が同意すれば、その他の仲裁機関に協議を委ねることもできる。
- ③ 他の法規は、法の公布以前に投資した企業も含めて、すべての外国投資企業に適用されるが、この実施細則は製品輸出企業と先進技術企業にのみ適用される。もちろん、この実施細則は香港、マカオ、台湾の企業その他組織と個人が青島市において企業を興す場合にも適用される。

以上が、外国企業の投資奨励に関する国の規定を受けて、青島市が制定した実施細則の内容であるが、製品輸出企業と先進技術企業を対象にして制定されたものであることから、これは輸出加工区企業に対する現行の制度的枠組みであると見てよい。また、この細則には、投資企業に対する制度、優遇措置とともに、輸出加工区の運営管理に関わる規定も含まれる。しかし、輸出加工区の制度を考えるに当たっては、企業自主権の解釈、輸出業務の扱い、優遇措置等について、なお

考慮する余地がある。また、輸出加工区の運営管理に関しては、これまで概観してきた制度・法規の中にも、例えば土地使用費の基準のような規定があるが、それらのほかに、土地管理に関する法規、経済技術開発区の管理に関する規定等がある。従って、次にこれらの現行制度・法規を概観した上で、輸出加工区の制度と運営管理についての考察に移ることとする。

8) 土地管理規定および経済技術開発区管理規定

経済特区、経済技術開発区については、それぞれ地域毎に管理条例等が制定され、特区や開発区の管理運営体制・企業の立地・操業にかかわる各種サービスや諸料金、および優遇措置等が定められている。青島の場合は、「山東省経済技術開発区管理条例」（1987年12月26日省人民代表大会常務委員会通過）によって、山東省内の経済技術開発区（青島市および烟台市）の管理体制が規定されている。また、前述の「山東省経済技術開発区労働管理暫行規定」をはじめ、「山東省経済技術開発区土地管理暫行規定」、「山東省経済技術開発区企業登記管理暫行規定」など、関連規定が制定されている。

(1) 山東省経済技術開発区管理条例

第1章の「総則」では、開発区において「外国資本、先進技術、科学的管理経験を導入し、外向型経済を発展させ、新興産業を開発し、製品輸出を拡大し、対外経済協力と技術交流を促進するため」（第三条）という法の目的が記されている。

第2章の「行政管理」では、「開発区を所管する人民政府は「開発管理委員会」を設立し、人民政府を代表して開発区を統一的に指導・管理する」（第七条）と規定し、管理委員会の職種を以下のように規定している（第八条）。

- ① 開発区の発展計画と年度計画を制定し、市人民政府の承認を得て、これを実施する。
- ② 国家の法律、法規と関連規定をもとに、開発区の管理細則を制定する。
- ③ 承認された開発区総合計画に沿って開発区の土地を統一的に管理し、開発区の土地使用費と用地開発費を決定する。
- ④ 開発区の各種基礎施設と公共施設を統一的に計画・管理する。
- ⑤ 開発区の投資項目を審査・承認する。

- ⑥ 開発区の輸出入業務を管理する。
- ⑦ 開発区の対外折衝事務を処理する。
- ⑧ 開発区内企業に対する指導と監督。
- ⑨ 開発区の財政収支を管理する。
- ⑩ 開発区内に各種公益事業を興す。
- ⑪ 関係部門が開発区に設置した分・支機構の仕事を検査・監督し、これら分・支機構間の争議を調停・採決する。
- ⑫ 必要に応じて業務機構を設立する。
- ⑬ 所在市の人民政府が授与したその他の職権。

また、上の職権にかかわる申請・手続は20日以内に決済し、土地使用、工商登記、税務登記等の手続・事務は7日以内に完了するものと規定している（第十条）。

第3章の「登記と経営」では、「開発区内企業は経営自主権を有する」（第十四条）としながらも、「会計帳簿に基づく、管理委員会と財政、税務、外貨管理等の部門への報告」を義務付けている（第十三条）。

第4章の「労働管理」では、「労働契約制を実施し、開発区は労働服务公司を設けて企業の従業員採用と訓練を援助する」（第六条）と規定し、「外国投資企業は、生産経営の必要に応じて、組織、人員編成、従業員募集を自ら決定し、あわせて労働契約に基づき従業員を管理する、また、賃金標準、賃金形式、ボーナス、手当等の制度は役員会で決定する」（第十七条）と、労働管理に関する企業の自主権を規定している。

第5章では「優遇措置」を規定している。租税の減免措置が主たる内容で、これは既に外資系企業に対する税制の項で述べたのでここでは詳しく再論しないが、地方所得税に関して、「外国投資企業は、利潤を獲得しはじめた年度から起算して10年間は地方所得税を免除される」（第二十六条）と規定している。

以上の経済技術開発区管理条例は、各地において制定されているが、それらの内容は大同小異で、国の規定で地方人民政府に自主権が与えられている事項に関して、地域の事情によって差異がみられる。地域間の優遇措置の比較は第9章で考察されているので、ここでは省略する。問題は経済技術開発区の管理

条例と輸出加工区の管理制度との関係である。これは後に考察する。

(2) 山東省経済技術開発区の土地管理に関する暫定規定

第1章の「総則」では、開発区内の土地その他自然資源は、「開発区管理委員会が統一的に計画・管理する（第二条）」とし、「土地使用者は土地の使用権を有するのみで、所有権は持たない（第三条）」としている。土地の管理についての基本法は、国家の「土地管理法」（1986年6月25日公布、1987年1月1日施行）で、中国においては土地は社会主義公有制、すなわち国家所有を原則とすること、人民政府が申請にもとづき使用権を与えることを規定しているが、1988年4月、全国人民代表大会において土地所有権の譲渡、再譲渡が認められ、土地公有制は変らないが、事実上、土地の有償売買を承認することとなった。

第2章の「土地の経営と管理」では、開発区内の用地を必要とする企業と個人は、関係資料を添えて管理委員会に用地を申請し、土地使用契約を締結すること、土地使用契約では、用地地点、面積、用途、使用期限、支払費用と支払方法、双方の権利と義務、罰則等を定める（第七条）と規定している。

第3章の「土地使用年限と費用」では、具体的に土地使用条件が規定されている。まず、最長使用年限は、工業用地40年、商業・飲食サービス業・栽培農業・牧畜業・養殖業用地20年、文化教育・科学研究・医療衛生・商品住宅・別荘・事務所ビル用地50年、観光事業用地30年とされている（第二十条）。土地使用者は土地使用費と用地開発費を支払わなければならない（第十三条）。土地使用費は、区域、使用年限、業種によって異なるが、標準的な平方米当りの年額は、①工業用地1元乃至1.3元、②商業、飲食サービス業、観光建築用地11元乃至15元、③商品住宅、事務所ビル用地4元乃至6元、別荘用地6元乃至8元、④露店娯楽、栽培農業、牧畜業、養殖業用地0.3元乃至0.4元とされ、5年経過してから実際状況にて調整すると規定されている（第十四条）。用地開発費（土地収用費、移転費用、用水・電力供給・ガス供給・熱供給・排水・通信・道路・用地達成等の公共施設の分担費用を含む）は、管理委員会が区域と業種と年限をもとに決定し（第十六条）、建設会社に納付するものと定めている。

第4章では、土地使用費と用地開発費の減免措置を規定している。基礎工事期間中に投資を完了する企業に対しては、管理委員会が実情を斟酌して、基礎工事期間中の土地使用費を軽減する（第十八条）こと、特に先進的な技術あるいは国内で緊急に必要とする投資項目に対しては、市あるいは市以上の関係部門の審査と管理委員会の承認を得て、土地使用費を減免することができる（第十九条）こと、企業の製品輸出額が生産額の50%以上のときは、管理委員会の承認を経て、土地使用費を減免できる（第二十条）こと、文化教育、科学研究、医療衛生および社会公益等の非営利的投資項目については、土地使用費を免除できる（第二十一条）こと、1986年、87年、88年に開発区に投資する企業は、それぞれ用地開発費を30%、20%、10%割引し、また、土地使用費をそれぞれ5年間、4年間、3年間免除する（第二十二条）ことなどが定められている。

第5章の「公益施設」では、土地使用者の敷地内の道路、電力供給、熱供給、用水、排水、ガスパイプラインと通信設備は、計画上の基準、関係機関の標準に従って、企業が自らの費用で建設するほか、外部インフラとの接続費用についても土地使用者が支払う（第二十四条）こと、敷地内の廃棄物、排気、排水等の処理と敷地外への放出については、環境保護法で規定する排出基準を守り、山東省と所在市の環境保護部門の検査監督を受け、規定の費用を徴収する（第二十五条）ことを定めている。

以上が山東省の経済技術開発区についての土地管理規定の概要であるが、輸出加工区の土地管理は、この規定に準じた制度によることとなる。その際、考慮すべき事項は、輸出貢献度の高い企業に対する優遇規定の強化で、特に、1988年で時限にくる用地開発費と土地使用費の減免措置の1989年以降の運用が懸案である。国家の三資企業に対する「投資奨励規定」の条項をも考慮して、投資促進に効果的な優遇措置を設ける必要がある。

9) 経済契約に関する制度

これまで中国に投資した企業の間で、契約事項が遵守されず、上部機関の指示や、内部規定の存在等、いろいろな事情が挙げられると言われる。これらの事情は多分に局地的な現象で、青島市では見られないが、法規整備が整いつつあると言っても、不慣れなために起こる問題を解消するために「涉外経済契約法」（1985

年3月21日、全国人民代表大会常務委員会で採択)は、「契約当時者間の合法的權益を守り、わが国の対外経済關係の發展を促すため」(第一条)と法制定の目的を規定し、契約遵守を法的に保証している。契約に基づく経済關係が定着するには、なお時間を要するであろうが、輸出加工区においては、明確な契約關係を構築し、双方がそれを遵守することを基本とする必要がある。

10) 出入国と外国人の居住に関する制度

出入国管理の基本法は『外国人出入国管理法』(1985年11月22日、全国人民代表大会常務委員会通過、1986年2月1日施行)である。広大な中国には、いまなお外国人に開放されていない地区も多いが、沿海開放都市である青島に関しては、国際慣習に沿った外国人の出入国と居住が認められている。三資企業奨励規定においても、投資企業の外国人従業員に対しては、国内人と同等の居住条件を提供することとされている。

10.1.3 「青島輸出加工区設置暫定試行法(仮称)」制定の提案

これまでは、輸出加工区の制度を考察・提案する前提として、中国における貿易管理制度および製品輸出企業・輸出外国企業を対象とした企業管理制度の沿革と現状を概観してきた。その過程で輸出加工区との関連で問題となる点を逐次指摘してきたところであるが、それらを総括して、以下では、青島市において輸出加工区を開発・推進するための制度的枠組を提案する。

1) 法制定の必要性

青島市に輸出加工区を設置するための制度的枠組は、在来の国家の法規を基礎に、かつ、現行法規によって与えられた自主権を活用して、青島市人民政府が輸出加工区設置条例を制定する案もあるが、これは次善の案であって、最善の考え方は青島市人民政府が中国における第一号の本格的輸出加工区を開発するために必要な措置を十分に研究した上で、新たな法規草案を作成し、國務院の対外貿易を所管する部、あるいは沿海開放都市の行政を所管する部が、關係部局(国家計画委員会外資管理局、財務部等)と調整して、中国に輸出加工区を設置する基本法を制定し、青島市をその第一号に指定する措置を採ることである。1984年に、第六期全国人民代表大会第三次會議において、「経済体制改革と対外開放について、暫定的規定あるいは条例を制定する権限を國務院に与える決定」がなされた。

これは、経済体制改革にしても対外開放にしても、一定の条件を備えた地区において新たな規定を実際に適用してみて、その経験と成果をもとに、条件が整えば全国人民代表大会あるいは常務委員会において正式に法律を制定する段取りを採ることを規定したものである。輸出加工区の設置に関しても、青島市が実施主体となって輸出加工区の設置規定を実際に運用し、その成果を見て他の地区にも適用していく暫定試行規定の制定を提案する。

こうした法的措置が必要なのは以下の理由による。

- (1) 中国の対外開放政策の一層の前進を内外に表明し、対外開放の成果を高める。
- (2) 中国沿海地帯における「大進大出」路線を具体的に実施し、沿海地区に外向経済構造を構築するための基本的施策を明示する。
- (3) 対中国投資への企業の不安、ことに政策の一貫性に対する不安を解消し、国際的な企業立地の動向に適合した政策路線を諸外国と企業に示すことで、投資を促進する。
- (4) 競合する世界の輸出加工区、工業団地に劣らない優遇措置を規定し、外国企業の投資を誘引する。
- (5) 経済体制改革と対外開放は、中国経済の近代化と発展に相当の成果をもたらしつつあるが、反面、新たな問題も提起しつつあり、そのため路線変更あるいは政策調整が模索されている。輸出加工区は国内経済への影響が少なく、かつ短期的には雇用と外貨収入を増やし、中・長期的には国内産業の輸出競争力の強化、技術力の向上、関連産業の発展等の効果をもたらし、国内経済調整下でも推進することが可能であり、望ましい事業である。
- (6) 青島市は、現状では、大連、天津、上海、広州等に比べると、国際的な交通条件等の面で、外国企業にとっての投資条件が劣位にある。法の制定は、青島市の優れた潜在力を活用して他地区に劣らない投資環境を整備するための強力な支援策となる。

2) 「輸出加工区設置暫定試行法（仮称）」の内容

図10-3に示したように、法は第一に、中国の貿易管理制度上の特例措置、第二に、外国企業管理制度上の特例措置、そして第三は、経済技術開発区の建設・管理に関する特例措置の三つの内容を含むものと考えられる。

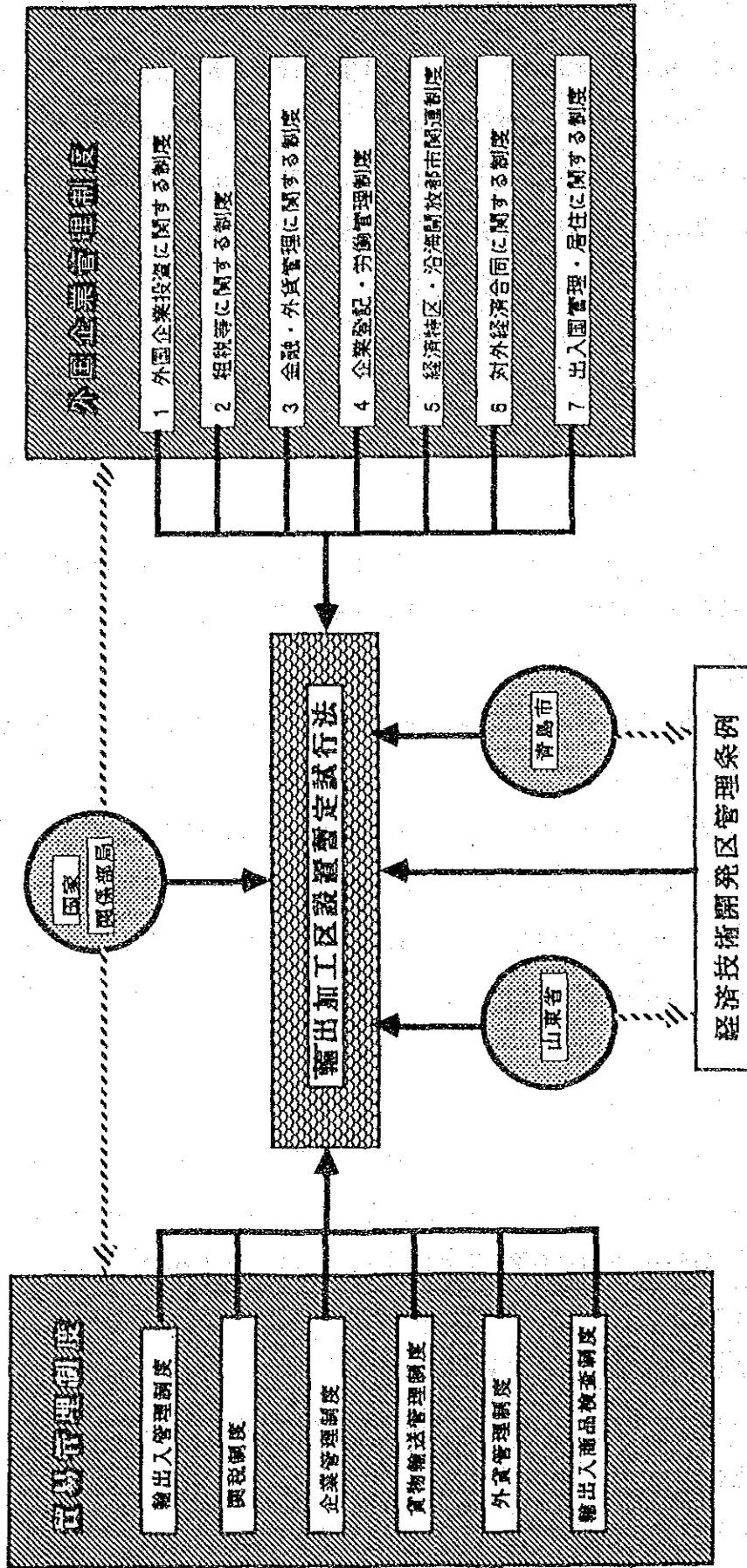


図10-3 中国の貿易管理制度・企業管理制度と新たな法的措置との関連

(1) 法制定の目的

中国の沿海都市に外向型経済構造を構築する手段として、「大進大出」路線に沿って輸出加工区を設置し、日本を含む世界各国からの製品輸出企業導入を促進する。海外から原材料・中間製品等を輸入し、製品を海外市場に輸出する生産基地を建設するため、輸出加工区の建設と輸出加工区への企業立地を促進するための法を制定する。

(2) 法の基本理念

輸出加工区に関する新たな法的措置は、日本企業を含む外国企業を主たる対象として、製品輸出企業を導入する特定の限定された地区について、国内諸法規による規制を撤廃乃至は大幅に緩和し、国際的な慣例に沿った自由な企業活動を保証することを基本理念とする。

(3) 輸出加工区の封鎖について

輸出加工区を、特別地区として国内他地域から封鎖するかどうかの問題への解は、制度の内容に依存する。国内諸法規の適用を撤廃乃至は緩和する措置が多ければ、特別地区として封鎖する必要がある。特別な品目を除いて、輸出加工区においては輸出入の自由を大中に認めるとすれば、輸出加工区と国内他地域との間の取引および物流は、厳しく規制しなければならない。具体的な封鎖措置としては、立地企業が少ない期間は、地区の封鎖設備を設けず、保税工場扱いの管理方式を採用して将来封鎖する予定地区に資格条件を満たす企業を集約し、一定の企業集積が形成された段階で封鎖設備を設ける考えを提案する。

(4) 立地企業の輸出比率

特別地区である輸出加工区に立地できる企業の資格条件で、最も重要なのは製品輸出比率である。国・地域によっては生産量の全てを輸出することを資格条件として、手厚い優遇措置を適用している。中国の現行制度では、生産額の半分以上を輸出することを輸出産業認定条件の一つにしており、税制上の特別措置を受けられる資格に輸出比率70%以上という条件を規定している。国内産業への影響、企業の立地意思決定への影響、適用される優遇措置との関係等を慎重に考慮して適切な基準を設ける必要があるが、70~80%の輸出比率を設定するのが世界の輸出加工区の実際と中国の実情からみて適切である。

(5) 輸出入許可証の免除

現行制度の下でも、製品輸出三資企業が必要とする原材料・部品等については、輸入禁止品目を除いては輸入許可証を必要としないが、輸出許可証品目については、半年毎に許可証を申請しなければならない。輸出加工区においては企業の生産計画が承認されていることを前提に、輸出禁止品目を除いては輸出許可証も免除する措置を法的に保証することを提案する。次善の策としては、輸出加工区の管理機構に輸出許可証の発給権限を与える措置を設ける必要がある。

(6) 税制上の優遇措置

所得税に関しては、現行制度でも企業所得税の減免措置があり、製品輸出企業に対してはさらに税制上の特例措置が与えられる。仮に輸出加工区への入居資格条件を輸出比率70%以上と規定するとすれば、輸出加工区企業はすべて「外国企業投資奨励規定」による所得税率10%の特例を享受できる。生産費上の比較優位を強める目的で税制上の優遇措置を強化するため、輸出貢献度に応じて所得税（国・地方を含めて）の減免期間を延長する措置を設けることを提案する。「外国企業投資奨励規定」においても、「資金・設備提供の条件の良いもの、或いは先進技術を移転したものにはより多くの減税、免税の優遇措置を与える」としている。これに「輸出貢献企業」を加えて、優遇措置の具体的規定を設けるよう提案する。輸出加工区に勤務する外国人に対する個人所得税については、本国との二重課税を避けることは勿論、通常の規定より低い税率を適用し、企業が必要とする人材を中国国外から調達し、かつ企業の実質的税負担を軽減する措置を提唱する。

税制に関して、追加的に必要な措置は減価償却の特例に関する規定である。比較的高額の機械・設備を要する資本集約型・技術集約型の企業、しかも国際競争が激しいため資本利益率が大きくない企業にとっては、減価償却の加速が効果的な優遇措置となる。従って、「製品輸出企業」と「先進技術企業」の適用を受けた企業について、減価償却期間を短縮するか、あるいは企業自らが設定できる措置を法的に保証する制度を提案する。

所得税・工商統一税・製品税・付加価値税の他に、建築税・奨励金税・都市

維持建設税・交通基金・エネルギー基金・教育付加金・不動産税などの企業負担があるが、これらは輸出加工区の外国企業には免税措置を適用することが望ましい。仮に適用する税項目があるとすれば、それは法の中で明確に規定しなければならない（一定期間を定めた減免税に関しても同様に明確に規定する必要がある）。投資した後に、予定外の税負担が発生するような事態は好ましくない。

(7) 出資比率

世界の輸出加工区の多くは、国内企業の発言権・影響力を確保する意味で、合弁を前提として、外国資本の比率を半分に以下に制限している。中国の現行制度では25%以上と下限を規定しているが、一定の条件を満たせば、外資比率100%の「独資企業」の設立を認めている。この点では、外国企業の自主権が大幅に認められており、他の制限を設けている地区より優位な条件を提供していると言える。輸出加工区への投資企業については無条件で独資企業の設立を認めるよう提案する。

(8) 土地所有権および用地費

現行制度の下で、土地所有権を期限付き有償で譲渡できることになっている。土地所有権に関しては、いくつかの方式がある。第一は土地所有権の有償譲渡を管理機構から取得する方式で、この場合、企業は土地譲渡費を支払う。第二は土地を賃借して自力で工場を建設する方式で、この場合、企業は年々の土地所有権と用地開発費とを土地所有権保有者に支払うことになる。第三はすでに建設されている建物を賃借するか、建物（標準工場）の一部床面積を賃借する場合で、企業は賃借料を支払う。現行の経済技術開発区においては、建設に投入した資金、管理委員会の収支等を勘案して、既述のとおり具体的な料率を規定している。管理委員会は「状況に応じてこれら費用徴収に対して優遇措置を設ける権限」を与えられている。実際に1988年までに投資を完了した企業に対しては既述のような減免措置が与えられている。輸出加工区はこれから設置する新たな開発区であることから、法またはその実施細則において、具体的な減免措置を規定して企業立地を加速することを提案する。こうした優遇措置は、輸出加工区の事業主体の財政収支を圧迫する要因となるが、基本建設資金および

管理運営費用への市財政からの出捐あるいは輸出加工区を含む経済技術開発区の総合的な財政均衡を考慮して、土地譲渡費・土地使用費・用地開発費の軽減により、投資企業の負担を軽減する措置を設けるよう提言する。

次に土地使用权・用地賃借等の期限の問題がある。これは合資・合作契約の期限の問題と連動している（例えば「中外合資経営企業法実施細則」の第100条）が、それとは別に各経済技術開発区の土地使用管理細則で、土地使用权の最長期限が規定されている。工場用地の場合、山東省では前述のとおり40年となっているが、近年の傾向として、中国では最長期限を延長する方向にある。投資契約段階で使用期限を規定することになるが、その際、無期限も含めて最長期限を企業が自主的に決定できる措置を法で規定することを望みたい。当然、費用は3～5年毎に当事者間で調整・改訂する規定が必要となる。無期限の契約を採用できないとした場合、再延長できる可能性を残して、最長期限を50～60年程度とすれば、企業活動の寿命からすれば無期限に近い措置といえよう。

(9) 原材料・部品・付属品等の国内調達

輸出加工区は投入（原材料等の調達）・産出（製品の市場）ともに外国を指向する性格のものであるが、多くの加工区が投入における国内調達比率を規定して、輸出加工区の開発効果をもって国内産業を発展させる戦略を採用している。なかにはタイ王国やマレーシアのように、年々国内調達比率を高めていくことを義務づけているところもある。しかし、法により企業の手を縛ることは好ましくない。法においては輸出加工区企業が省内、市内の製品を調達する際には、製品税・工商統一税・付加価値税等を軽減して、国内企業が輸出加工区に製品を販売する意欲を高める措置、さらには、輸出加工区企業が国内調達を必要とする物資を優先的に供給する制度を設ける措置を提案する。輸出加工区企業は、国内調達が有利な物資は、極力中国国内から調達したいという動機を持っている。しかし、実際問題として中国に進出している企業は物資需給の不均衡・流通体系・輸送体系等の未整備等の理由で、物資の国内調達に苦勞している。また、部門間・地域間の閉鎖性の問題に対する指摘も多い。経済発展の過程で各種物資、ことに基礎物資の供給不足が存在し、あわせて統制価格と市場価格の二重価格制のもとで、意図的に慢性的な売手市場が形成され、プレミアム価格

によらなければ物が手に入らないという不正常的な状態が顕在化しているとも言われている。こうした実情に鑑みると、中国においては国内調達比率を規定することよりもむしろ利用可能な国内の資源や製品を、いかにして輸出加工区企業の要求に沿って円滑に供給しうるかの方が大きな問題である。この基本的な問題を解決することなしに国内調達比率を規定することは、企業の投資意欲を削ぐだけである。国内調達を拡大するには、第一に必要物資を優先的に安定供給できるような物資会社を設けること、第二に、輸出加工区企業が必要とする国内調達物資の品質・価格・数量等について、正確な情報を得て、それを国内生産者に媒介する機能を持った機構の設置が重要である。この第二の機構は、後述するように、同時に技術移転を媒介する機能も果たすことができる。

(i) 水・電気の安定供給と価格

経済技術開発区管理条例では、用役の優先安定供給を保証しているが、問題はその実効性である。用役の将来需給に関して、正しい予測に基づいた供給設備容量が確保されなければ、管理条例の安定供給は実行不可能になる。用役供給の設備資金が潤沢とは言えない中国の事情と、経済の発展速度に比して用役需要の見通しが過少ではないかという不安がある。管理運営面で用役の安定供給を保証する体制を確実なものにする必要がある。輸出加工区の基盤施設に関して、需要の成長に伴う施設拡充のための基本建設資金投入を保証することは有効な措置になる。

(ii) 企業自主権の拡大

経済体制改革の中で、企業の自主権拡大が推進されつつあり、「外国企業投資奨励規定」や経済技術開発区管理条例等でも企業自主権の承認が規定されているが、具体的にどの程度の自主権が与えられるのかは、必ずしも明確にされていない。生産計画、人員計画、企業組織、資金調達、原材料・部品・資財の調達（輸入自主権を含む）、従業員の募集・採用・解雇、賃金体系、製品の販売（輸出自主権を含む）等々、徐々に自主権が拡大されつつあるが、法においては自主権拡大を基本方針としつつ、企業が自主的に決定できる事項・届出を必要とする事項・承認を必要とする事項・他の法規で決定されている事項を明確に区分して企業に明示する必要がある。賃金決定の権限に関して、現行法で

も企業が自主的に決定できるとする一般的規定がある一方で、労働管理規定の実施細則では、同種の国営企業の賃金の120%以上と具体的に規定されている。また、中国投資企業の多くが問題視している事項に、「董事長（中国法人の役員会代表）」人事の問題がある。現行の法規では、合資企業の役員会長は中国側を配するものと規定されている。中国に於ける企業活動は、現地事情を熟知した責任者が指導するのが適切であるという事情は理解できるが、この規定は企業の人事に関する自主権を制約するもので、適切な人材を得られない場合は、企業活動に重大な支障を来す原因となる。外向企業活動を主とする輸出加工区企業については、国際経済関係に経験を有する人材の指導が必要とされるため、董事長（役員会議長）は中国人でなければならないという規定は解除し、企業が自主的に人選できるとするよう提案する。

(12) 輸出加工区管理局の設置と権限の委譲

法においては輸出加工区の管理機構の設立及び国家と地方の行政部門が所管している運営・管理上の権限をこの運営・管理機構に委譲することを提言する。投資認可権限・輸出入許可証の発給権限・各種優遇措置の決定権限・開発に必要な資金の調達権限・査証および居留許可証の発給権限・行政事務処理権限等々を極力委譲し、簡素・迅速に事務を処理できる条件を法で保証することが望まれる。

(13) 国内市場向け再投資に関する優遇措置

对中国投資企業の関心は、潜在的な中国市場への参入である。現行法においても、輸入代替生産に対しては、製品輸出企業に準ずる優遇措置が与えられている。輸出加工区設置に関する法規では、輸出製品のうち、中国市場において生産されていないか、あるいは供給が不足していて、輸入に依存している製品の国内市場向け生産に対しては、輸出比率および外貨平衡の枠外での生産を奨励する措置を設けることを提案する。又、3～5年の輸出実績に基づいて、輸出加工区企業が加工区以外（例えば経済技術開発区あるいは旧市街区）に再投資する場合、優先的に投資を認可し、税制上の優遇措置を強化する次善の措置を考慮することを提案する。これらの措置は外国企業にとって魅力的な立地誘引となる。

10.2 青島輸出加工区の運営・管理

輸出加工区の法規・制度の整備以上に立地企業にとって重要なのは輸出加工区の運営・管理体制である。ここでは、前述の法により設置を規定される運営・管理機構について考察し、機構の運営・管理方策を提言することとする。

10.2.1 輸出加工区の運営管理主体とその組織

1) 輸出加工区運営管理主体の役割

輸出加工区は工業団地の特殊な形態である。従って、輸出加工区の運営管理主体の役割は、一般工業団地のそれに輸出加工区に特殊な役割を付加したものと考えることができる。工業団地運営管理主体は以下のような役割を期待されている。

- (1) 工業生産に必要な用地および交通・通信・用水・排水・排水処理・電力・ガス・蒸気等の供給基礎施設を建設し、それらを良好な状態に維持管理し、企業活動に必要な基礎的サービスを提供し、それに対する対価を利用者から徴収する
- (2) 企業を導入・誘致し、立地した工業団地（輸出加工区）内で順調に操業しようよう各種便宜を提供する
- (3) 企業の必要とする労働力を斡旋し、雇用の拡大と安定をはかるとともに、技能訓練・職業訓練・技術研修等を通じて、労働力の質的向上をはかる
- (4) 生産活動と環境保全との均衡をはかり、団地内に就業する人々に、便利で良好な生活環境を提供するとともに周辺環境への悪影響を防止する
- (5) 団地入居企業と団地外企業との関連を媒介し、地域産業の発展をはかる
- (6) 経済社会の変化に即応して、入居企業が環境変化に適応して、持続的に発展するよう製品開発・技術開発・人材開発等に関する情報やソフトなサービスを提供し、企業活動を支援する
- (7) 地域の行政機関との協力を通じて、工業団地・加工区企業と地域社会との関係を調整し、良好な関係を維持する

外国企業の誘致を主な目的とする輸出加工区の場合は、これに加えて次のような役割を持つ必要がある。

- ① 現地事情に不案内な外国企業に対して、適切な情報を提供し、企業活動を支援する

- ② 物資の輸出入に関する業務を簡素化し、かつ迅速に処理して、企業に良好な操業条件を提供する
 - ③ 外国人の居住環境・就業環境を整え、外国企業に良好な操業条件を提供する。
 - ④ 出入国管理・外国為替交換業務等の代行サービスを提供する
 - ⑤ 輸出加工区を通じて入手しうる海外情報（市場情報・技術情報・製品情報等）の媒体として地域企業の海外取引を支援する
 - ⑥ 外国企業の有する技術力・経営管理方式等の地域企業への移転を媒介する
- これらの役割を果たし得る事業主体の設立とその運営管理方式を構築する必要がある。

2) 輸出加工区の運営管理主体の性格

工業団地の事業主体には、一般に以下のような類型がある。

- (1) 国家部門あるいは地方行政機関が事業主体となる
- (2) 国家あるいは地方行政機関が設立した公社・公団が事業主体となる
- (3) 公的機関と民間企業（主として金融機関・不動産業・建設業等）が連合して設立した財団あるいは企業体が事業主体となる
- (4) 民間企業が単独で設立した企業、あるいは民間企業が連合して設立した共同組合が事業主体となる

日本では、(1)と(2)を第一セクター、(4)を第二セクター、(3)を第三セクターと通称している。輸出加工区は、一般に、国家の法的措置に基づいて設置される。前述のとおり中国青島における輸出加工区も法的基礎に基づく特別地区として建設・運営されることを予定している。このような性格の輸出加工区の建設運営に当るのは、公的性格が濃厚な機関、すなわち第一セクターとなるのが通例である。中国では、在来の経済特区、経済技術開発区の建設・運営管理はいずれの地域においても「管理委員会」が事業主体となっている。この管理委員会は地方行政機関（人民政府）の職務を代行する性格を持っている点で、上の類型では(1)に相当するものと考えられる。

3) 輸出加工区の事業主体および青島における事業主体

中国において複数の輸出加工区が設置されるとすれば、フィリピンの輸出加工区公団（EPZA）やタイ王国の工業団地公団（IEAT）のような公社・公団

(輸出加工区開発公司)を設立し、全国の輸出加工区を一元的に建設・運営管理し、各地の加工区には公団・公社の現地事務所を設置する方式を採用することも考えられるが、当面の試行段階では指定地域に事業主体を設立しなければならない。

青島市を試行地点として、第一号の輸出加工区を設置するという前提に立ち、かつ青島市においては経済技術開発区の中に輸出加工区を設置する考え方を基本に、運営・管理機構とその組織について考察する。経済技術開発区の運営・管理機関は、経済技術開発区管理委員会である。管理委員会は青島市人民政府より開発区内の行政権限を委譲されている。1988年9月に、図10-4に示したように機構改革が改組された。この経緯をもとに考えると、経済技術開発区管理委員会の機構の中に輸出加工区の建設・運営管理機構を設けるか、これとは別に輸出加工区の運営管理機構を設立するかのいずれかを選択しなければならない。

法の規定に基づき、新たに輸出加工区の建設と運営管理に当る独立機関を設立するのは、一案ではあるが、既に経済技術開発区の建設に着手し、事業主体が設置されて活動を開始している実情を考慮し、輸出加工区的位置を、この経済技術開発区の一画とするとすれば、さらに新たな独立機構を設置することは、過重負担となる恐れが多分にある。経済技術開発区は、工業地区・観光地区・住居地区・商業業務地区・科学研究地区・文教地区・倉庫地区を総合した新市街区の建設と運営管理を任務としている。この多様な地区の一つとして輸出加工区があると考えれば、管理委員会の機構を活用し、既存機構内に輸出加工区の運営管理部門を付加する考え方を採用するのが合理的である。また、輸出加工区にとっても、住宅・商業業務・文教・レクリエーション・娯楽等の機能を経済技術開発区に依存し得ることで、加工区は工業専用地区とすることが可能となり、基盤投資を軽減できる。こうした理由で、経済技術開発区管理委員会の内部に輸出加工区の運営管理機構を設ける方式を提案する。本調査段階で、すでに青島市人民政府は政府機構内に輸出加工区弁公室を設置し、将来の建設・運営管理機構の設置準備に着手しつつある。

4) 輸出加工区の運営管理機構の業務

図10-4に示した改革後の管理委員会にさらに「輸出加工区管理局」を設置して、輸出加工区の運営管理に当ることを提案する。輸出加工区管理局に固有の業務は、管理委員会の他の部局との関係で、主として輸出入管理と企業管理である。用地造成・建設工事・基盤施設の維持管理・住宅供給・商業業務サービス・金融サービス等々は、経済技術開発区管理委員会に依存することができる。従って、管理局に固有の業務としては以下のようなものがある。

- (1) 物資の輸出入に関わる業務 …… 輸出加工区は保税地区であるため、物資の出入りに関わる業務に慎重な配慮を要する。あわせて輸出入許可証の発給・通関業務・保税物資管理など、税関等の機関との協力を要する業務がある。特に、現在の構想では輸出入の玄関口である港湾あるいは空港と輸出加工区とが位置的に接していないために派生する問題への対応がある。立地企業にとっては、工場内あるいは加工区の保税倉庫において輸出入貨物の梱包・解包・商品検査・検量・検数・通関を行うのが望ましい。従って、企業に便宜を計るには、港湾・空港では輸出加工区を出入りする貨物に関しては、無検査通過貨物扱いとし、輸出入に関する業務はすべて輸出加工区内で行う体制をつくること望ましい。この場合、加工区と港湾あるいは空港との間の輸送には、加工区専用輸送公司による貨物車を配する必要が生ずる。
- (2) 企業管理業務 …… 開発区の企業とは異なった優遇措置が与えられることになるため、法による輸出加工区企業管理規定に沿って加工区内企業を管理する。経済技術開発区企業以上に自主権を与える措置があれば、企業管理は簡素化されるが、それでも届出事項・許認可事項・協議事項が発生し、契約・登記事務・諸料金の徴収事務・納税関係事務等に関して、他の地区の企業と異なる事務処理が必要となる。また、法規による企業管理以上に、立地企業との日常的なコミュニケーションと企業が提起する問題の適切な処理に努めることが大切な業務である。
- (3) 人の出入りの管理 …… 輸出加工区の従業員・加工区への来訪者は、保税地区への出入り許可証によって管理する。また、出入りする人の携帯品についても通常の工業地区とは異なり、ある程度厳しい監視を必要とする。

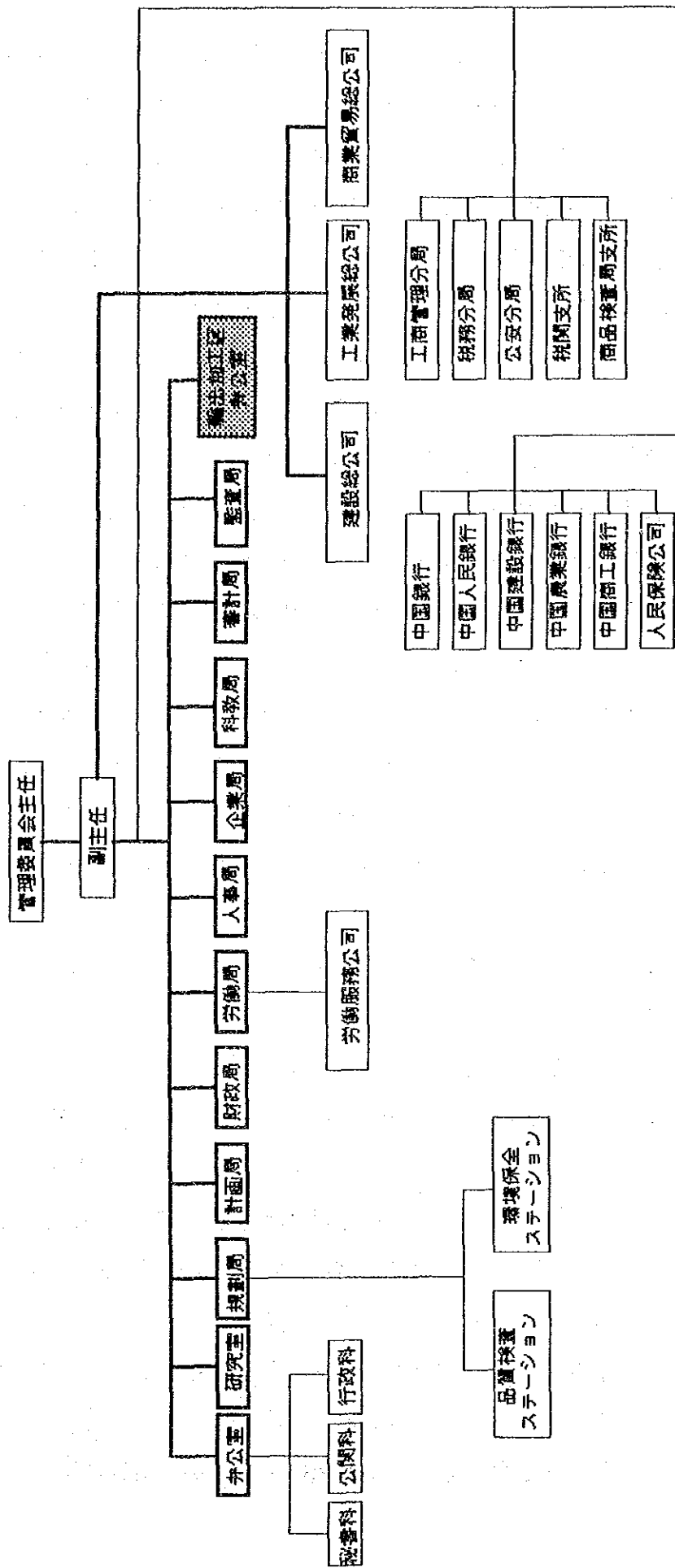


図10-4 青島經濟技術開發區管理委員會の機構

- (4) 企業誘致および広報宣伝業務 …… 経済技術開発区への企業誘致業務の中で、輸出加工区への企業誘致活動を合わせて展開する考え方もあるが、輸出加工区への企業誘致は国際的な視野をより多く必要とすることから、管理局にも企業誘致担当の専門部署を設けて、訪問見学者の接待と情報提供、海外での企業誘致活動を実施する。
- (5) 輸出加工区企業と加工区外企業との連合・提携・協力の推進 …… 輸出加工区の開発成果を効果的に地域経済に吸収するには、加工区企業の地域経済に対するニーズ（原材料調達・部品等の委託加工・人材調達等）を適確に把握し、地域の経済単位との連携を計る機能を運営管理機構が果たす必要がある。この原材料調達については前項で述べたとおりで、技術移転については後述する。
- (6) 輸出加工区機構の人事・財務管理 …… 加工区に勤務する人員の人事・労務管理、加工区の財政収支管理業務である。財政収支には独立採算管理方式・部分採算管理方式・経済技術開発区との一括管理方式の三つが考えられる。基盤施設の不可分性、総合的市街区開発という開発区事業の性格からみると、開発区と加工区の収支を区分するのは困難であり、実務的にも繁瑣である。開発区との一体性を確保する意味では一括管理方式が適合する。従って、加工区の財務管理は加工区の区域における収支の帳簿管理程度の軽微な業務に止めることが妥当である。

10.2.2 経済技術開発区と輸出加工区との運営管理上の関係

経済技術開発区の一部に輸出加工区を設置するとすれば、運営管理上の業務負担を考慮しなければならない。基本的な考え方は、輸出加工区は物理的に経済技術開発区とは境界を設けて封鎖するが、機能的には統一的・一体的な運営管理方式を採用するのが合理的である。既に着手されている基礎施設を活用でき、過重な追加的投資を避けられる利点がある。用地・各種用役基礎施設、建築物・交通・通信施設・公園等の公共公益施設、住宅等生活関連施設などの建設と維持補修は、開発区と加工区に共通している。

1988年9月に改組された現行の青島経済技術開発区管理委員会の機構について、それぞれの業務内容についての協調組の見解は、以下のとおりである。

- (I) 管理委員会主任・常任副主任および管理委員 …… 主任は経済技術開発区管

理の最高責任者で、青島市副市長が就任している。二人の常務副主任を置き、三つの総会社の「総経理（社長）」は管理委員に就任する。

- (2) 弁公室 …… 管理委員会の日常事務を統一的に管理する。秘書課と公関課と行政課から成る。秘書課は文書の保存・処理業務を担当し、公関課は関係機関との連絡・調整および接待業務を担当し、行政課は市人民政府から委譲された行政事務を担当する。
- (3) 研究室 …… 政策研究、条例・法規の制定ならびに对外宣伝、情報交流、コンピューターセンターの管理を担当する。
- (4) 規畫局 …… 計画設計・建築管理・土地管理・環境保全の業務を担当するが、下部機構として品質検査ステーション（工事品質の検査・監督を担当）と環境保全ステーション（環境保全を担当）を配している。
- (5) 計画局 …… 経済社会発展計画の策定・統計事務・投資プロジェクトの審査と認可・对外経済と对外貿易の管理を担当する。
- (6) 財政局 …… 予算と決算の管理、企業財務および基本建設の財務管理と資金管理を担当する。
- (7) 労働局 …… 雇用計画、労働力の調達、訓練・育成、労働安全管理、労働保護、賃金管理を担当する。傘下に労働服务公司を設立して、実務を執行する。
- (8) 人事局 …… 管理委員会の幹部の任免、人事異動と人材の導入を担当する。
- (9) 企業局 …… 立地企業に対する総合的管理と指導業務を担当する。
- (10) 科教局 …… 科学技術・教育・文化・衛生・体育と育児制限計画管理を担当する。
- (11) 審計局 …… 開発区内の行政機関と企業、事業所の審査統計事務を担当する。
- (12) 監査局 …… 行政機関および職員の監査業務を担当する。

以上が現行の管理委員会の内部機構であるが、将来の輸出加工区設置の準備機構として、輸出加工区弁公室がすでに設置されている。

これらの他に経済技術開発区には、青島市人民政府の行政機関支所がいくつか設置されている。工商管理分局は開発区における工商企業の登記、企業管理を担当する。税務分局は工商企業の税収管理を担当する。公安分局は社会的安全の確保、消防・交通安全を担当する。税関支所は青島税関の業務を執行する。商品検査局支所

は山東省の出先機関である。また、いくつかの金融機関の支所、分公司が既に設置されている。中国銀行・人民銀行・建設銀行・商工銀行・農業銀行がそれぞれ支所を、青島市人民保険公司是分公司を設置している。

開発区の運営管理に重要な役割を果たすのが、三つの総公司である。工業発展総公司是旧機構では管理委員会の内部機構であった投資コンサルティング部を独立公司としたもので、投資の斡旋とコンサルティングサービスを実施する。建設総公司是旧機構の公用事業公司・不動産公司・物資公司を統合したもので、公共工事、不動産の斡旋・売買、物資の調達売買を行う。貿易総公司是旧機構の商業公司と輸出入公司を統合したもので、輸出入業務を代行するとともに自らも商業交易事業を行う。これら三公司是独立採算の事業体であり、これらの総経理すなわち社長が管理委員に就任する。

以上に概観した経済技術開発区の機構との関連で輸出加工区の運営管理機構を位置づけると、図中に「輸出加工区弁公室」として示した部署が、将来は「輸出加工区管理局」となって輸出加工区の運営管理を担当することが妥当な措置であろうと考える。制度的枠組を整えても、実際に重要なのはそれが規定どおり運用されるかどうかである。

10.2.3 輸出加工区の運営管理上とくに配慮すべき事項

輸出加工区の法的・制度的枠組を整え、輸出加工区の運営管理主体を設立することによって、輸出加工区の開発の基礎が整うが、これら制度や機構の運営管理の良否が開発の成果を左右する。特に配慮すべきは、製品輸出工業の誘致は、先進国・発展途上国を問わず、世界各国・諸地域の間で、激しい競争関係にあることである。このため、法的・制度的に他地域に劣らない各種の優遇措置を設けることと同時に、あるいはそれ以上に重要視しなければならないのは制度・機構の運営管理上の競争力である。以下に、機構上の問題も含めて、輸出加工区の運営管理にあたって配慮すべき事項を論述・提言する。

1) 管理委員会機構内部での輸出加工区管理局と他の局・室との緊密な連携

経済技術開発区管理委員会の機構内に「輸出加工区管理局」（仮称、以下では管理局と略称する）を設ける考え方は合理的である。この場合、管理局と管理委員会の他の局・室等との連携が重要である。管理局業務と他の局・室の業務との

重複を避け、緊密な連携によって効率的な運営管理体制を構築する必要がある。中国社会ではとかくこうした連携が成立しにくいとも言われているが、理想的な輸出加工区を建設するには、関係部門の連携は不可欠な要件である。一つの制度・法規について、「その解釈が部門によって、人によって異なり、どれが正しいのか、どの見解に従ったらよいかかわからない」という企業の声がある。また、「仕事の所管が分割されていて、直接所管する部門に到達するまでに手間がかかる」という苦情も聞かれる。副市長を最高責任者とする管理委員会では、統一的な指導方針（入居企業や地域住民に奉仕する）にそって、「輸出加工区管理局」を含む各部局の協力のもとに運営管理が行われることが肝要で、部局間の協議などを頻繁に開いて協力関係を形成していくことを提案する。

2) 企業誘致体制について

企業誘致の戦略立案や情報の収集・分析・管理は管理委員会の中の「研究室」が政策研究、条例・法規の制定等の業務と併せて担当するとされ、輸出加工区への企業誘致もここが担当することが予定されている。しかし、実際の企業誘致活動は工業発展総公司をはじめとする民間機構が管理委員会と協力して実施することが予定されている。管理委員会の中では「計画調整局」がこれらを総括するという考え方も提示されているが、未だ明確ではない。輸出加工区への企業誘致は、主として外国企業の誘致となるため、国外における活動を積極的に展開しなければならない。また、効果的な誘致活動を行うための情報収集・調査研究業務も必要とされる。従って、管理局にも企業誘致担当課を設けて、研究室との緊密な協力のもとに活発な誘致活動を実施しなければならない。

外国企業の誘致には世界各国とも力を入れていて、特に最近の傾向として、国の機関（投資庁、公社・公団等）長、州・県・市の長や幹部が率先して国外における企業誘致に出向く、いわゆるトップ・セールス（最高責任者の率先販売）が盛んになっている。中国でも大連市は早くからトップ・セールスを展開し、その成果が近年になって開花しつつある。地域の首脳が外国の要人、主要な外国企業の首脳と交流を深め、意見を聴取しつつ投資環境の改善に努め、運営管理を指導することは、企業誘致に大きな成果をもたらすものである。トップ・セールスの重要性に着目した企業誘致活動を展開するよう提案する。青島は経済技術開発区

への訪問者・見学者への広報活動の点で、他地域に比べると遅れている。また、パンフレット・統計書・図面等を提供し、スライドやビデオを活用して、青島市の投資環境、開発計画とその進展状況、開発の成果等を紹介しつつ、企業立地を勧誘するシステムができていない。同じ山東省の沿海開放都市烟台市はこの面では青島より進んでいる。既に青島に事務所を置いている日本企業の中にも、経済技術開発区についての情報が得られない企業もある。見学会を企画して建設の進展を紹介するなど、積極的に企業に働きかける必要がある。

外国企業誘致には、誘致対象国に誘致担当者を常駐させ、日常的に企業と接触し、また、企業の海外投資を斡旋・紹介する諸機関との交流をはかることも必要である。あらゆる機会を貪欲に活用する意欲と努力なしには企業を誘致することはできないことを銘記すべきである。天津市の例などはそうした活動の手本になる。

3) 事務処理の効率化・迅速化 …… ワン・ストップ・サービス

外国企業の投資から生産開始に至るまでには、①意思決定を行う段階、②投資の承認申請から契約に至る段階、③工場の建設と機械設備の設置の段階、④従業員の募集・採用を始めとする操業準備の段階、⑤操業段階等、いくつかの過程を経る。その間に、多くの行政部門・関係機関との折衝、申請書類の提出、文書の交換等々、様々な所定の手続きを必要とする。一例として、投資手続きの過程では以下のような手順の事務処理が発生する。

(1) 経済技術開発区における中外合資、合作企業設立の手続き

- ① 合作対象の紹介 …… 外国企業に合資・合作形態での投資意向がある場合、青島市経済開発公司投資部、あるいは、開発区管理委員会に紹介・斡旋を申し出る。
- ② 投資許可申請 …… 接触・協議を経て、合作当事者双方が合意に達した場合、合資・合作案件について、予備的なF/Sを実施し、これについて中国側当事者が投資案件に関する意見書（投資項目意見書）を作成し、管理委員会の審査を受ける。手続き書類が整ったものは、20日以内に審査を完了し、承認の可否を通知する。
- ③ F/S報告書の提出と契約 …… 投資案件に関する意見書が承認されて

後、日中双方の当事者は、F/Sを実施し、資金・用地・設備・原材料・販売・賃金・外貨バランス等の事項について具体的な条件を示した報告書を作成し、契約書・定款に調印して、これらを中国側当事者が管理委員会に提出する。管理委員会は審査のうえ、20日以内に投資許可の可否を決定する。

④ 登記および営業許可証の申請 …… 管理委員会から投資許可証書を受けた双方の合作当事者は、20日以内に青島市工商行政管理局で工商登記手続きを行い、営業許可証を受ける。この営業許可証の発行日が企業設立日となる。

(2) 経済技術開発区における外国資本単独企業設立の手続き

① 投資案件申請書とF/S報告書の提出 …… 外国投資者あるいはその代理人は、管理委員会に企業設立申請書とF/S報告書を提出し、管理委員会の基本審査を経て、対外経済貿易部の審査・承認を受ける。

② 企業設立の承認 …… 投資案件とF/S報告書の承認後投資者は、企業定款・役員会の名簿・外国投資者の法人証明書を管理委員会に提出し、対外経済貿易部の審査を受ける。

③ 工商企業登録 …… 企業定款等が承認されて後、30日以内に青島市工商行政管理局において、工商登録手続きを行い、営業許可証の発給を受ける。発給を受けた日が企業設立日となる。

以上が投資意思決定から操業に至るまでの主要な五段階の内の一つである投資申請手続きの過程である。この過程で多くの部門との折衝、文書の交換が発生する。さらに、表10-4に上の提出書類（投資申請書およびF/S報告書）の内容項目を示したが、これらを作成する過程、ことにF/S報告書の作成過程では、現地事情に関する多くの情報・資料を必要とする。機構上からみると、工業発展会社がF/Sに関するコンサルティング・サービスを提供することになっている。考慮すべきことは、第一に、外国企業が各種の情報や資料を入手し、また、多くの機関に所定の書類を提出し、文書を交換する諸手続きを極力簡素化すること、第二に、諸手続きの窓口を一本化して、企業に適切な情報を提供するとともに、諸規定に基づいて作成・提出すべき文書について案内し、より詳しい説明を必要とする場合には、所管部署を紹介・斡旋するサービスを提供することである。そこを経由して、それぞれ所管の部署・機関に文書が

表10-4 投資手続き書類の内容

<p>(1) 投資申請書の内容 (合資・合作企業の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 申請に至る経過 2) 中国側企業の基本状況 3) 合作の必要性と可能性 4) 外資の基本状況と合作への態度 5) 導入予定技術の内容・条件 6) 製品選択と発展方向 7) 生産規模と国内外市場分析 8) 主要な原材料と部品供給 9) 企業設立場所、周辺環境、環境保護、基盤施設、行政的便宜供与、交通運輸条件 10) 共同経営の方式と期間 11) 予定従業員数と供給源 12) 予定投資総額、登録資本金、出資比率、出資方式 13) 資金準備、借款の調達可能性 14) 外貨バランスの見積りと方式 15) 経済効益の見通し
<p>(2) F/S報告書の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 合作当時者双方の基本状況 2) 製品選択、国内外市場ニーズ、生産規模、発展方向、販売方式 3) 導入技術の内容、方式、報酬、支払い方法、使用期間、技術移転の能力と措置 4) 製品輸出能力 5) 設備の選択、価格見積り、設備購入リスト 6) 用地選定、土木建築工事規模、建設期間と予定費用、環境保護対策 7) 原材料、燃料、部品、輸送の需要と供給の可能性、および費用見積り 8) 企業の機構、人員構成と供給源、賃金標準、管理費用見積り 9) 投資総額見積り、登録資本、出資比率、出資方式 10) 投資実施の段階計画、各段階の出資額と主要な目標 11) 資金源と実現性 12) 借款予定金額と実現性 13) 製品輸出企業、先進技術企業、その他、法による優遇措置を享受する資格条件の有無と情況 14) 総コスト、単位コストの見積り、経済効果、利潤率、投資回収期間 15) 外貨収支、外貨バランスの案 16) 実施工程計画と要求事項 17) 全体評価

資料：協調組提供資料、1988年

伝わる仕組、すなわちワン・ストップ・サービス・システムを構築するよう提案する。近年の中国ではかつてと比較すると事務の簡素化、迅速化が進んでいると言われるが、国際的に見ると依然として繁雑で非効率であるという苦情が企業から聞かれる。機構上では、開発区管理委員会企業局の担当となるが、輸出加工区管理局にワン・ストップ・サービスの窓口部門を設け、企業局、工業発展公司、計画局（投資審査・認可を所管）、労働局、研究室、规划局、工商管理分局等の部署・機関と協力して事務処理の効率化と迅速化を推進するよう提案する。

4) 苦情処理と投資環境改善

経済技術開発区の建設・企業の誘致・輸出加工区の建設等、未経験の開発事業に取り組む過程は試行錯誤の過程でもある。一挙に理想的な環境を整えることは至難である。それだけに先発立地企業が遭遇した様々な経験を教訓にして、徐々に投資環境を改善し、運営管理の体制を改善していく努力を日常的に継続していく必要がある。このため、第一に、立地企業と加工区管理局とが、定期的に懇談会を開催し、企業の直面している問題を聴取し、改善すべき点は直ちに改善措置を採る体制を構築すること、第二に、管理委員会主任が経済技術開発区に滞在する日を設けて、開発区および加工区の運営管理、事務処理について企業と直接接し、改善指導を行う参考とするよう提案する。新聞によると烟台経済技術開発区においては、開発区立地企業との定期的な懇談会を開催し、また、企業が市長に直接電話で苦情を訴えることができるという措置を実施することとしたと報道されている。フィリピンで最初の輸出加工区がバークン半島マリベレスに設立された際に、輸出加工区総裁は現地に常駐し、輸出加工区の運営管理を陣頭指揮して企業の要望に応える努力を払い、企業の信頼を獲得した。運営管理の円滑化には、こうした指導者の尽力が組織全体に浸透して、良い結果を生むことが多い。

5) 情報・資料の提供サービスの充実

中国の事情に不案内な外国企業が投資を意思決定し、工場を建設操業するについては、適切な情報・資料を提供することが要求される。各種の関連法規・規定・条例、現地の経済社会事情に関するデータや資料、労働市場の状況、合弁・合作のパートナーに関する情報、地域企業の実情に関する情報等、多様な情報ニーズ

がある。これら企業が必要とする情報・資料が正確・迅速に提供されれば、企業活動の大きな支えになる。管理委員会の機構では研究室の所管事項と考えられるが、企業局あるいは加工区管理局が、立地企業および投資意向を有する企業のニーズを適切に把握し、これを管理委員会および人民政府が全体的に協力して、求められた資料・情報を提供する体制を整えることを提案する。それには情報・資料窓口を設ける必要がある。多くの企業が共通に求める情報・資料は、冊子や書物にして準備し、逐次新たな情報・資料を付加・更新・常備して、何時でも求めに応じて提供できるようにしておく必要がある。青島市は1988年6月に外国企業投資管理サービスセンターを設置して、外国企業のために情報提供ならびに相談業務を開始している。また、1989年1月には、進出企業の連合体である外国投資企業協議会が発足し、企業と行政とのコミュニケーションの場が誕生した。このように輸出加工区開発計画調査の過程で、着々とソフトな投資環境の改善が進められていることは注目される。

輸出加工区に付随する情報サービスに関しては、立地企業あるいは立地希望企業に対する適切な情報・資料の提供とは全く逆に、輸出加工区の企業活動、運営管理業務を通じて得られる国際情報を地域企業および地域住民に媒介する情報センターとして機能する可能性を秘めている。海外市場情報、金融情報、技術情報、製品情報、投資・立地情報、企業情報等々、これらは地域経済国際化の基礎となる。特に、企業活動、産業活動の国際化には、こうした情報機能の集積は不可欠である。こうした観点から、経済技術開発区に立地企業のみならず広く地域の利用者に国際情報を提供する役割を持つ国際情報センターの設置を提案する。

6) 技術移転促進のための機構（工業技術センター）の設立

外国企業に対して、技術移転に熱心でないとの批判がしばしば寄せられる。技術移転は決して企業活動の目的とするところではなく、企業にそれを強制することは筋違いである。企業は自らの経済的利益の観点から必要を感じた場合にのみ、自らの有する技術を提供する動機を持つ。技術移転の基礎条件は三つあって、第一は、企業が地域に求める技術要素を有すること、第二は、企業のニーズを的確に掴み、そのニーズを地域企業に媒介する接点（インターフェース）の役割を果たす機関が存在すること、第三は、誘致企業、優れた技術を有する企業のニーズ

に応えることによって自らの技術力を高め、企業を発展させようとする意欲と実力を供えた企業が存在すること、これらが技術移転の基礎条件である。企業が必要とする技術要素は、調達物資に備わっているものである。輸出加工区企業が国際市場で通用する製品を生産しようとする際に、その企業にとって最も重要な技術分野を公開することはないのが通例であるが、しかし、中心的な技術の周辺技術領域を外部から調達したいという要求を持っている。これが部品や関連資材の外部調達である。ここに技術移転の機会が存在する。周辺技術領域における企業間の結合は、中核技術への接近を可能にするからである。高度な中核技術を有する企業が周辺技術領域に要求する技術は、比較的高度な水準にある。一つの部品でも加工制度の高い品質を要求する。これを充足することのできた企業は高い技術水準を獲得し、他の企業にも高度な品質の製品を供給することができるようになる。これが技術移転の実際の過程である。

青島市は他の都市と比較すれば、多様な工業技術要素の集積があり、上にあげた技術移転の基礎条件の第三の条件は備わっている。誘致される外国企業も現地調達を必要とする技術要素を必ず持っており、第一の条件も存在する。そこで第二の条件、すなわち第一の条件と第二の条件とを媒介する役割を果たす機構を設置することが、技術移転を現実的に推進するための施策として必要とされる。具体的には誘致企業の現地調達ニーズを知り、これを地域企業に照会・斡旋し、誘致企業の要求を充足しうる仕様・価格・品質の製品を試作させ、試作品を誘致企業に取り次ぐ仕事である。試作品が誘致企業の要求に応えられればそこに企業間の取引が成立する。仮に試作品が要求に満たない場合でも、誘致企業の技術指導を得て、要求に合った製品を供給する関係をつくる糸口が生まれる。以上に鑑み、工業技術センターを設立する事を提案する。本センターの業務は初期段階では照会・斡旋業務を主体とするが、逐次、第四章で提案されている製品の精度測定機器の装備、製品の品質標準を証明する工業試験場の機能の追加を行い、さらに試験研究・製品開発・新技術開発等の研究開発機能を付加する事により、高度な水準の工業技術センターに発展させていくことが望ましい。企業の要求に応じて、国内調達を斡旋・媒介する機構も同時に技術移転の接点としての役割も果たす。従って、工業技術センターは次項の物資供給機構と不可分な関係にある。なお、

工業技術センターは輸出加工区の内部に設置するよりも加工区外の経済技術開発区に設置することを提唱する。

7) 物資供給会社の設置

経済技術開発区管理委員会の旧機構では、管理委員会と経済開発会社とが並列し、後者の会社の中に物資会社があって、物資供給を担当する仕組みになっていた。新機構では旧物資会社は建設総会社に統合されている。この意味するところは、建設資材の供給のみが新機構の建設総会社に移管され、管理委員会には物資供給を担当する部署が欠落することになる。立地企業が現地調達を必要とする原材料・部品・付属品等の供給を斡旋・仲介する機能は、以下の理由により輸出加工区の運営管理上、比較的重要な機能である。

第一の理由は、外国企業にとっては現地の資源事情、産業事情に不案内であるため、物資調達に関する情報提供、斡旋・紹介の機能を必要とする。第二の理由は、中国の物資管理についての法規・制度等が国家統一管理物資の規定に代表されるように、特殊な条件下にあるため、それに習熟した信頼できる供給機構があると立地企業は安心して必要な物資を現地調達できることである。第三の理由は、中国においては主要物資の供給不足が深刻で、仮に立地企業が必要物資を現地調達しようとしても、安定供給の保証がない。また、物資所管部門の縦割り権限および地域間の物資流通の未発達と行政的制約が円滑な物資需給の障害になっているとも指摘されている。こうした中国の特殊事情から、企業の需要に応じて必要物資の供給を保証する仕組みを輸出加工区に設けることは、立地企業にとっては、優れたソフトな投資環境となるものである。第四に、中国側からみて輸出加工区立地企業に対し、地域の資源や地域産業の製品を供給することは、地域産業振興の重要な手段の一つであるからである。物資供給機構は、地域産業と立地企業のニーズを媒介する重要な役割を果たすものである。

青島市に進出している外国企業の間では、現地における物資調達に苦勞し、企業経営上の問題と感じている企業が多く、この点が改善されないと輸出加工区への企業立地に大きな障害となることを懸念する声が聞かれる実情からみても、物資の安定供給を保証する機構は必要である。投資意思決定の際に現地調達を予定し、投資認可に当たっても承認された現地調達物資については、制度上では優先

供給が保証されていても、実務的に供給を保証する体制がないことは、企業にとって大きな不安材料である。物資不足が蔓延し、国家統制価格と市場価格との乖離が拡大しつつある近年の中国の実情を考慮すると、その不安は投資促進の重大な障害となる恐れがある。

改革後の機構では、企業局が「生産中の企業に対して総合的な管理と指導を行う」とその任務を規定されていることから、物資供給に関しても管理・指導の任に当たるとも解されるが、実際には物資供給に関する権限を持っていないため、現行の運営管理体制では、物資供給に責任を負う部署は欠落していると言ってよい。そこでこれを改善する方策としては、第一に、青島市人民政府物資局が管理委員会の機構に参画する案、第二には、物資局と管理委員会が物資供給会社を設立して、立地企業の物資調達を支援する体制を構築する案、第三には、物資局の出先機関を経済技術開発区に設置し、輸出加工区企業の物資調達を支援する案が考えられる。第二の案が行政的な管理・指導の限界を越えて優れたサービスを提供する可能性を持つ方式として推奨したい。会社は原料生産者や部品等の生産者あるいは専門物資会社、ときには物資所管部門等と連合して、立地企業と地域産業との連携を仲介・斡旋して、立地企業の需要を充足すると同時に地域産業の発展に貢献することができる。また、物資輸送に関するもなお未発達な中国の事情を勘案すると、物資会社が輸送機能をも併せて担当し、物資・輸送会社とする案も研究に値する。特に山東省の諸資源、諸原料の輸送にはこうした輸送会社が経済技術開発区および輸出加工区への円滑な物資供給に貢献するものとなる。先に述べた港湾と輸出加工区との間の輸送もこの物資・輸送会社の業務とすることによって一貫したサービス体系を形成することができよう。

中国の物資管理体制と今日の物資需給・物資流通体系にあっては、国内物資の安定供給を保証することが不可能乃至は困難であるならば、企業に対してそれを明確に説明し、自ら調達に当たるべきことを明示する必要がある。あるいは国内物資に多くを依存する企業の誘致は避けて、国外調達を主とする企業に誘致対象を限定することを法規に規定すべきである。中国沿岸地区の経済の発展、産業構造の現代化、流通システムの合理化、沿海地区と内陸地区との連合形成といった課題を解決するためにも、物資・輸送会社の設置を提案する。

8) 標準工場の必要性

外国企業にとって、土地使用権を入手し、用地を整備し、工場を建設する一連の過程は、時間を要し、諸手続きが煩わしいため、標準工場の床賃借方式を希望するケースが多い。機械設備と人員を配置し、原料・部品等が到着すれば、直ちに操業に入ることができるからである。ことに中小企業、資金力の乏しい企業、機会設備よりも労働力に依存する度合いの強い企業に、標準工場への需要が高い。フィリピンのバータン輸出加工区の場合は、標準工場への需要が予定より多かったため、標準工場の建設棟数を当初の基本計画にあった8棟から12棟に増設している。標準工場は、面積・形状に自由度がないこと、通常は中層建築（3階～4階）であるため、物資の搬出入について大きさや重量に制約があることなど、企業にとっては不都合があるが、電力・用水・蒸気・ガス等の用役は集中して共同施設を設備できるための費用低減効果があり、管理上も扱いやすい利点がある。従って、輸出加工区においても、標準工場を建設することを提案する。標準工場に対する需要を予め想定するのは困難であるが、当初から標準工場を建設して立地企業の選択に委ね、需要動向を見極めた上で、逐次建設棟数を増やしていく方式を採るのが合理的である。